

『平家物語』当道系本文異同の意味

——『平家物語』成立論のために——

山 下 宏 明

たして現存の古態諸本の分類に、どこまで有効であるかということである。しかし、さしあたって、上述の、覚一本に典型⁽¹⁾が見られる諸本に限定する場合、まず屋代本と覚一本の究明に焦点がしほられる。これら、いわゆる「語り」本（当道系）の本文が、どのようにして成立したものであるかが問われねばならない。

一、屋代本と覚一本の位置

——高橋説をめぐって——

『平家』論の動向として、諸本をめぐる、物語論的観点に立つ方法の考察が見え始めている。わたくしも、この十年ばかり、意図的にこの観点を保つて来たのであるが、物語の方法を歴史的に位置付けすることが当然必要である。それは、物語の成立論にかかる。ところで『平家』成立論の一貫として、いわゆる語り系本文の成立が問われねばならない。

「語り」系本文を、このところ当道系と称することが多い⁽²⁾。一方の「読み」系を非当道系と呼称するのに対する用語である。「当道」系本文として、現存の十二巻本、特に十四世紀中頃に固定した覚一本を典型として、その周辺の、乃至は形態的にこれに近い諸本文を指して称して來たのであるが、はたしてそれらに「当道」系を限定しうるものかどうかも、最近の古態諸本の研究の動向を見る場合、再検討を必要とするであろう。つまり「当道系」「非当道系」の名称区分が、は

その際に、まず問題とすべきは、屋代本と覚一本の関係である。両本から想定される本文が、ある時期平行して行われていた可能性がある。それは両本の中間形態を有する平松家本・竹柏園本などがわたくしの見通しでは、屋代本・覚一本兩本文の混態になると考えられるからである⁽³⁾。しかし、他の、これまで非当道系と呼ばれて來た諸本に比べる場合、両本がとにかく近い関係にあることは確かである。これを物語論的に言うならば、一方の本文が、他の一本へと再構成されたといふことになる。その前後関係は、屋代本から覚一本へか、あるいは

覚一本から屋代本へかのいずれかである。前者の見方に立つのが永積

安明氏・渥美かをる氏、それに山下らであり、丘藤裕己氏は、「渥美の系統論を側面からささえていたのが、じつは戦後の石母田正・永積安明らの平家論だた」と言う。後者の見方をするのが高橋貞一氏で

あり、この点、なお論の決着を見ていないとするむきがあるかも知れ

ない。そこで、まず両本の関係を、屋代本から覚一本へと想定するわ

たくしの論拠を示しておくべきかと考える。それは、まず高橋氏の説

を検討するところから始まる。高橋氏が、屋代本を覚一本よりも下降

本であるとする論拠は、屋代本を除くその周辺の諸本、すなわち百二

十句本・平松家本・鎌倉本・佐々木本(竹柏園本のこと)に、いづれ

も覚一本と重なる個所がある。そこから覚一本にもっとも近い百二十

句本を最古本とし、もっとも離れる、つまり覚一本から離れる屋代本を

下降本とする。その理由は、覚一本からもっとも離れる屋代本が、高

橋氏の言う八坂流「乙類本・丁類本の根源になった特色を顕著に現し

て」いること、覚一本から離れる部分は、屋代本の「脱漏」「省略」

で、これが乙類の諸本に影響している、ことに求めるのである。高橋

説に対し、旧稿では、高橋氏が、覚一本に近く、もっとも古態とする

百二十句本には、本書が古態を継承しつつ、覚一本による重複、前後

の撞着が見られるとして、この一種の混態現象が他の平松家本などの読

本にも見られるとした。その後の論でも、混態本説を補強するととも

に、一方で百二十句本などが室町末期の天草本『平家』の底本になつてゐるらしいこと、この系統の諸本の流布が不思議に北九州の地に偏

つてゐる、という外的状況をも併せ考えた。

ただ、本文批判上、高橋説で一か所、有力な論拠がある。旧稿で論じたところであるが、屋代本は卷二の末尾、成親の死去の後を

若君姫君花手折り闘伽ヲ結テ父ノ後生ヲ訪給ソ哀ナル時移リ事去テ代ノ替行有様只天人ノ五衰トソ見シ同十二月廿四日彗星東方ニ出嗤无強トモ申ス又彗星共申ス天下大ニ乱國ニ大兵亂超トモイヘリサル程ニ歳暮ニ治承モニ季ニ成ケリ

とし、治承二年の年がわりで閉じる。ところが、続く卷三の目録の冒頭は

一、治承四年正月四日朝観行幸事

とミセケチを見せ、本文も

平家卷第三

治承四季正月一日院ノ御所ニハ：

と同じミセケチを見せて始まつてゐる。ところが、平松家本は、屋代

本と同様に治承二年の年がわりを記した後、屋代本には見られない

「徳大寺殿嚴島參詣」を記し、その末尾を、

左有程歳暮ニ治承四年成ニケリ

で結ぶ。そして続く卷三の目録の冒頭を

一 治承四年正月四日朝観行幸之事

で始める。高橋氏は、この点をとらえ、屋代本のミセケチによる修正

以前の誤りを、「此の誤は明らかに徳大寺の記事を省略したことと物語るものではあるまいか」とされる。説得性に富む論拠である。し

かし実は、平松家本は、上述の通り卷三の目録を「治承四年正月四日」¹としながら、これを受けるはずの卷三本文の冒頭を

平家卷第三

治承二年正月一日院御所²拝礼衣行……

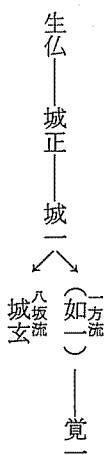
と始め、それに治承四年は、記事の内容から推して、卷三の冒頭に始まるものではなく、卷三の末から卷四の開巻に置くべき年次で、現に平松家本は、卷三の末尾近く、「小督局之事」の前、「同内府病惱事被³薨事」〔城南離宮〕の末尾に「年去歲來⁴治承⁵四年成⁶ヶ⁷矣」⁸と記す。この治承四年年がわりの記事は覚一本にも見えるものである。ちなみに百二十句本は、平松家本同様、卷二の終りに「徳大寺の沙汰」を置くが、平松家本卷二の末に見られる治承四年年がわりの記事は記さない。卷三の冒頭は、屋代本・平松家本同様、治承二年で始める。かくて、平松家本が卷三に「徳大寺殿嚴島參詣」を置き、その末尾に治承四年年がわりを記した事に問題があると見るべきであろう。

たゞ、屋代本卷三目録、本文各冒頭の、ミセケチ以前の「治承四年正月」⁹の記事は依然として疑問のまゝに残る。結論的な事は言えないが、少くとも高橋氏は、平松家本の一面を見落していく、その推定は必ずしも十全とも言えない。むしろ、平松家本が、屋代本のミセケチ、修正以前の治承四年年がわりの記事に影響され「徳大寺殿嚴島參詣」の末尾に加筆したとも考え得る。それに徳大寺の嚴島詣の話自体、これをおさめる卷二の目録に立てていないことは、他からの加筆である」とを推定させるであろう。

一方、兵藤氏によれば永積氏の叙事詩論的觀点に立つと言う、渥美かを¹⁰る氏は、覚一本が屋代本と異なり灌頂巻を特立していることと、『當道要集』などから推定される当道座の系譜

三、屋代本と覚一本の位置

——永積・渥美両氏の説をめぐって——



の、一方・八坂両流の分派の契機を、灌頂巻の特立に求めるなどを、屋代本先行説の論拠とするものであった。すなわち、渥美氏の諸本論には、当道座をめぐる伝承が大きな意味を有しているのである。

一方、わたくしは、勿論、永積氏の覚一本論を念頭に置きながらも、百二十句本など周辺本文の本文批判と、それら周辺本文の成り立ちが高橋氏や渥美氏の考えるような初期段階には求めがたいとするものであった。そして、百二十句本などの周辺本文の位置付けに関する限り、渥美氏や山内氏らの、屋代本から覚一本への過渡的本文と見る説と、これらを覚一本以後の下降本と見る山下や千明氏の異論はあるとしても、屋代本と覚一本の成立順序に関しては、高橋氏以外に積極的な反論は無いように思われる。屋代本・覚一本両本文が、時間的に言つて、例えば古態の屋代本の本文が、覚一本へと生成をとげ、この間、古態本文が消滅してしまったとも言えまい。両形態の本文が併存した可能性がある。しかし、本文の成立順序から言つて、屋代本に見る本文から覚一本に見る本文へと展開したとの仮説を前提としておく。この前提に立つ場合、屋代本から覚一本への展開、本文の異同が、当道系の琵琶法師の語りを主たる契機とすることは動かないであろう。その語りの変化の質を検討することが、語りそのものの実態を明らかにするであろう。そして、この過程の語りが、おそらく屋代本

の成立時の語りや、その成立の事情を探る有力な鍵を提供するだろうと考える。これがわたくしの課題(副題として示す)であり、本稿は、その作業の一部である。

四、『平家物語』と平家琵琶

「」こで改めて注意しておきたいことは、屋代本と覚一本とが、同じ当道座内のこととは言いながら、きわめて近い関係にある。言いかえれば両本の間に、土俗的芸能の語り物を見るような本文の動き、異同が無く、固定性が強いという事実である。これから推測するならば、屋代本の本文そのものが、固定性の強いものであったことを思わせる。

口誦による語りは、一回きりのもので、語られる都度、語りの場に応じて変化するものであろう。一回限りの土俗的な語りを文字と全く無縁の世界と見るのは、必ずしも当らない。時に文字の世界を踏まえながら、語り化してゆくこともあるはずである。⁽¹⁴⁾歴代の語り物の実態に、むしろ文字の世界に隣接したものであつたと見るべきであろう。

土俗的な一回限りの語りの場合、語りの場にいる聞き手を前提とした、例えば越後の瞽女唄の
 さて、みなさまにもどなたにも
 あまり長いも座のさわり

これはこの座の段の切れ

などといった、語りかけの形式（同じ形式が説経淨瑠璃・幸若舞曲・絵説などにも見られる）があるが、これが、『平家物語』の場合、いざれの諸本にも見られない。つまり、物語は、土俗的な語り物と異なり、語りの場に開かれていないことに注目したい。この点、さらに検討を要するが、口誦の語りならぬ、書かれた語りといった成立の場を想定すべきであるのかも知れない。⁽¹⁵⁾ 土俗的な口誦の語りである奥州の瞽女唄にあっても、

中村キクノ女は、十三才に笛神村今板の長谷川フクに入門した。毎年十一月から十二月にかけて、師匠を自宅に迎えて十日ないし二十一日足らずのあいだに、終日稽古をつけてもらつた。最初は「葛の葉」を十コトくらいずつ、口うづしに習つた。⁽¹⁶⁾

しかも、

ところが実際に語るのを聞いてみると、人によって節まわしは相当の差異があり、詞句にも相違がある。⁽¹⁷⁾

と言う。この師匠からの語りの習得については、名古屋在住の平家琵琶の伝承者の間でも事情は変らない。⁽¹⁸⁾ しかも平家琵琶の場合、瞽女唄とは違って、節まわしや詞句に、各人の間で相違が見られない。江戸期に入つて、萩野検校により平家琵琶の、詞章・曲節両面に及ぶ検討がなされ、定本が作られた。それ以前のあり方はあるいは現在の瞽女唄の場合に近いものであったのかも知れない。しかし、それにしても、現存の『平家』諸本には——一方、八坂の両流の別を問わず、開かれた語りかけの形式が見られない——、本文の上でも決定的な異同が

見られないことは確かである。言いかえれば、それほど『平家物語』の、物語としてのあり方は、語り系においても固定性が強いということである。この事情を探ることが、物語成立論の課題となるであろう。

そして、これも見通しにとどまるけれども、音曲としての平家琵琶の成り立ちと関連があるらしい。すなわち平家琵琶の楽器演奏は、絃のおさえ所が、柱と柱の間をおさえる点で盲僧琵琶の系統に属し、間に挿む間撓が、伴奏（並奏）型ならぬ合の手型⁽²⁰⁾を基本とする点でも盲僧琵琶系である。しかも楽器自体は海老尾の形態や絃の数からしても雅楽琵琶系で、曲節も、合の手撓（間奏撓）をも含めて、盲僧琵琶に比べると、口説・初重・中音・三重・拾などの外に指声・折声・歌など変化に富んでいて、雅楽琵琶の伝統を無視しがたい。薦田治子氏の教示によれば、盲僧琵琶の場合、その曲節は、小泉理論に言う律旋法・民謡旋法が大部分で、今様調の都節がきわめてまれであるが、平家琵琶の場合、都節の比重の増大していることも、この雅楽琵琶とのかかわりを示すものではあるまい。平家琵琶の語りによる語り系の本文が、土俗芸能としての語りに比べて固定性が強いことと、平家琵琶としての成り立ちとは、やはり関連するであろう。

以上を前提に、語り本成立論のための一つの基礎的作業として屋代本と覚一本の本文を比較検討する。まず卷一に限定して、本文異同の性格を微視的に検討する。その上で作品論にかかる全巻にわたる出入りや、構成上の異同にも及ぼうと思うが、本稿では、まず本文異同

の検討にとどめざるをえない。

五、屋代本から覚一本への本文異同の意味

上述の通り両本文は、想像以上に近い関係にあり、本文異同が少い。特にいわゆる序章のよう、韻文のスタイルを基本とする個所は、異同しないのが一般である。これは、江戸期に固定した形が伝わる平家琵琶の曲節から推定する外ないのだが、中音や初重など、音曲としての色彩の濃いところで、それゆえに固定性を強くしたと言えべきであろうか。音曲性が稀薄であったならば、さらに本文は大きく流動したのではないか。

屋代本から覚一本の間に起りうる本文異同としては、次の三つの場合が想定できる。すなわち

- 削除、短縮。
- 加筆。
- 改編。

の三つの場合である。以下、この順序に従つて、事例を揚げ、それべの異同が意味するところを付言する。⁽²²⁾

(A) 削除、短縮
前後から判断して、省略しても文意が明瞭である場合、省略が見られる。

(1) 主語乃至はそれに類する語の削除。

(1) 園此桜サイテ七ヶ日散悲中納言天照御神祈申サセ給ケレ
覚桜は咲いて七箇日に散るを余波を惜しみ天照御神に祈り申されければ(吾身栄花)

前後から主語が中納言成範であることは容易に理解できる。

(2) 園大宮猶御返事モ無ケリ其比大宮何ナキ御手習ノ次ガウソ思召シムケル
御返事もなかりけり大宮其比なにとなき御手習の次に(二代作)屋代本での主語「大宮」が重複する。覚一本に見る通り、一語で文意は通じる。

(3) 園東山鹿谷云所俊寛僧都領也後三井寺ツムヒテニムシキ城墩也爰誘平家討引籠支度俊寛僧都山莊寄合々謀ヲソ廻シケル
ハカリ事

東山の麓鹿の谷と云ふ所はうしろは三井寺につづいてゆくしき城墩にてぞありける俊寛僧都の山莊ありかれに常は寄りあひ寄りあひ平家ほろぼさむずるはかりことをぞ廻しける(鹿谷)
屋代本では「俊寛僧都」が重なる。しかも俊寛の「領」としての鹿谷と、その山莊との関係が不明確である。覚一本では「かれ」の語が先行する叙述を受けて後へついでゆくため文意が明確である。屋代本のくどさを未熟な説話体とするならば、覚一本は文章表現としての整序性を増していると言えよう。

(4) 園師経乱入寺僧共追上己モアビ雜人共ヨシ馬アラハセ

(4) 亂入しておひあげわが身あび難人どもおろし馬あらはせなどしけり（鵜川軍）

(5) 〔目代イト、忿法任ヨト云程ニ其儀ニ成リケレハ寺僧共弓箭兵杖ヲ帶シテ戰、

(6) 〔當國ノ在庁官人數千人引率シ目代宇河推寄セテ

(7) 〔其後當國の在庁ども催しあつめ其勢一千余騎鵜川におし寄せて

(同)

(8) 〔白山申山門末寺成ケハ山門ニ訴シトテ白山ノ神輿ヲ捧奉テ責登ル

(9) 〔さらば山門へうたへんとて白山中宮の神輿を貢り奉り比叡山へ

ふりあげ奉る（同）

(4) 以下は、いすれも「鵜川軍」の合戦談の一部であり、屋代本のくどさに比べて覚一本は簡潔であるとともにリズムをさえ付加している。

(8) 〔一筆書テ大衆ノ中、被出テ大衆是ヲ披見レハ

(9) 〔一筆書いて大衆の中へつかはす是をひらいてみれば（内裏炎上）

(10) 〔覚一本は、文脈の中で「是をひらいて」の主語を自明のこととして省略している。

(2) 動詞などを含む述語部分の削除。

(9) 〔兼、又郎従主恥ヲス、カント思、潛ニ参候之条且、武士之郎等、習ナリ

(10) 〔兼ねては又郎従小庭に祇候の条且つうは武士の郎等のならひなり（殿上闇討）

屋代本に見る家貞の意図は、すでに家貞の行動を語ったところで明らかである。それに覚一本は短文化する結果、家貞の行動そのものの語りようが直接的となり、その決意を示す。

(10) 〔白河殿ト申ケル世ニヘ重キ人ニテ御座ケリ

(11) 〔平治義朝討後末々ノ源氏少々有シカ共或々被流或々被誅テ

(12) 〔先帝ノ昔、怨シテ思召レケム御涙ヲ押ヘサセ給、

(13) 〔主人公の行動をおさえる。説話的言説を避けるものか。

(14) 〔法王是、御覽アレハ如何ニテ仰ラレケル時

(15) 〔法皇あれはいかにと仰せければ（鹿谷）

複文を單文化したもの。

(12) 〔先帝ノ昔、怨シテ思召レケム御涙ヲ押ヘサセ給、

(13) 〔主人公の行動をおさえる。説話的言説を避けるものか。

(14) 〔法王是、御覽アレハ如何ニテ仰ラレケル時

(15) 〔法皇あれはいかにと仰せければ（鹿谷）

屋代本の「是」が指す、瓶子を引き倒したことが先行する。文意が明らかであることから覚一本は削除した。

(14) 〔山門、上綱等捧持奏状、國司師高被處流罪、目代師経可、被禁獄之由奏聞ス

(15) 〔山門の大衆國司加賀守師高を流罪に処せられ目代近藤判官師経を禁獄せらるべき由奏聞す（願立）

覚一本は、「奏聞す」の語に「捧^シ奏状^ヲ」の行動を語り含むと見る。

(15) 圖 大衆無勢^{タルニヨテ}縫殿陣^ニ御興^ト向奉^ル既^ニ押^シ入^{フシトスル}間

〔圖〕大衆無勢たるによつて北の門縫殿の陣より神輿をいれ奉らむとす

(御興振)

(16) 同様、二文を単文化したもの。結果的に文章の息が長くなる。説

話的文体からの離脱を示すものだろう。

(3) 修飾的語句、目的語などの削除。

(16) 圖 主上猶^シ叙感^ハ余^ニタエス内^ニ昇殿^ヲ許^{サム}

〔圖〕上皇御感のあまりに内の昇殿をゆるさる(殿上闇討)

「猶」「タエス」の削除により、文の単純化をはかるとともに行動主体の動きの語り方が後退する。なお、得長寿院供養の儀を両本ともに天承元年(一一三一)とするが當時、鳥羽は院で、「主上」(天皇)ではない。覚一本は考証により改めたものであろう。この種の改篇については後に指摘する。

(17) 圖 アンキ様^{ニモ}申^ハアレハ一人聞出^メ程^{ヨシ}アレ^ハ三百人^ヲ触^マハシ

〔圖〕おのづから平家の事あしげまに申す者あれば一人聞き出さぬほど

」そありけれ余党に触れ廻して(禿髪)

覚一本は、「三百人」を「余党」に改めている。実は「三百人」は、この前「十四五之童部ヲ三百人ソロエテ」とあり、禿髪を指す。覚一本は、その重複を避けて簡略化する。

(18) 圖 是^ハ花山院殿^ノ御台盤所^ニ親^シケレハニヤ上藤女房^{ニテ}廊^ノ御方^ト申^ケ

ル

〔圖〕是は花山院殿に上藤女房にて廊の御方とぞ申しける。(吾身栄花)屋代本の「御台盤所^ニ」は、この前、娘を列挙する冒頭にすでに「花山院左大臣殿ノ御台盤所^ニ」に成ったとあり、記事として重複する。覚一本は、その重複を避けるものであろう。

(19) 圖 (高倉帝の)国母建春門院^モ平家^ニ御坐^バ(これは)入道相国^ノ北

方二位殿(はこの)女院^ノ御姉也

〔圖〕御母儀建春門院と申すは平家の一門にてましますうへとりわき入道相国の北の方二位殿の御妹なり(東宮立)

屋代本の()内は、文意を明らかにするためにわたくしが補つたものである。覚一本は二文を一文化するともに、「女院」の語を削除することで文脈を単純化し明快にした。補足を必要とする屋代本のねじれを正している。

(20) 圖 其恩^ヲ忘^セ此^ハ門^ヲ可^シ滅^シ之^ヲ由^{無^カ}外人^ノ所^ニサル^ヘキ者其^{語^ヲ}イテ其^ノ言^{葉^ヲ}外^ハ他事^モナシ

〔圖〕其恩を忘れて外人もなき所に兵具をとのへ軍兵をかたらひおき

其^ノ營^外は他事なし(鹿谷)

屋代本の「其^ノ營^外」が「此^ハ門^ヲ可^シ滅^シ之^ヲ」を指すのか、「語^ヲ」を指すのか

不明確である。覚一本は修飾句を削除することにより「其^ノ營^外」を軍兵をかたらひおくことに限定し、行動の主、成親の行動を明確にする。

(21) 圖 宇川^ト申^ハ白山^ニ末寺成^{ケレハ}白山^ニ訴^シントテセメ登ル

〔圖〕鵜河と云ふは白山の末寺なり此事うつたへとてすすむ老僧誰々ぞ

(鶴川軍)

覚一本末尾の、語り手のこの場に同化する「すすむ老僧誰々ぞ」の如き表現については後述する。ここでも屋代本には、「白山」の語が短文中に二か所現れるが、覚一本はその重複を避けている。

(22) [山門] 客人ト申ハ白山妙理權現之御事ナリ

〔貴〕客人と申すは白山妙理權現にておはします（願立）

「客人の宮」が日吉山王七社の一つであることを自明のこととする覚一本は、「山門」の限定を削除する。

(23) [山門ノ上綱等子細] 門徒タク大衆タク触シテ

〔貴〕山門の上綱等子細を衆徒にふれむとて（内裏炎上）

「山門の」と限定があるところから、覚一本は「門徒」の修飾語を削除する。

(4) 人名など記録的記述の削除。

(24) [其子鎮守府] 将軍良望ヒサシマツ常陸ヒタチ大掾国香ヒラタケンカ改ハシメル

〔貴〕其子鎮守府將軍義茂後には国香とあらたむ（祇園精舎）

諸本の間で異同が少い序章であるが、覚一本は高望から国香への改名に焦点を絞るため官名を削除。記録としての官名よりも人名に言説を絞ったもの。

(25) [昔] 奈良、御門、御時天平二季庚午ヒナシマツ歲朝家ヒタチ大將ヒタチ被ヒタチ置ヒタチ始參議民

部卿藤原、房前ヒタチ以ヒタチ中衛、大將ヒタチ稱德天皇天平神護元季乙巳ヒナシマツ歲非參議從三位藤原咸ヒタチ下丸ヒタチ以ヒタチ近衛、大將ヒタチ中衛近衛ヒタチ有ヒタチ平城天皇奉ヒタチ給ヒタチ

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

大同二季丁亥ヒナシマツ歲四月廿一日近衛ヒタチ改ハシメルテ左近府ヒタチ中衛ヒタチ改ハシメル右近府

右大臣正三位藤原ノ内麻呂ヒタチ以ヒタチ左近衛、大將ヒタチ元ヒタチ近衛、大將也中納言坂上、田村丸ヒタチ以ヒタチ右近衛、大將トス元ヒタチ中衛大將ヒタチサレトモ兄

弟左右ヒタチ相並ヒタチ事ヒタチハ僅ヒタチ三四ヶ度也

〔貴〕昔奈良の御門の御時神龜五年朝家に中衛の大将をはじめおかれ大

同四年に中衛を近衛と改められしよりこのかた兄弟左右に相並ぶ

事纔かに三四箇度也（吾身栄花）

左右の近衛大将に兄弟が並ぶ例が三、四か度であることを言うために、屋代本は近衛大将の官の由来については、大宝令に衛門・左右衛士・左右兵衛をおく。神龜五年、中衛府を加える。天平宝字三年、授刀衛を加える。天平神護元年、外衛府を加え、授刀衛を近衛府に改める。宝龜三年、外衛府を廢止。大同二年、近衛・中衛を左右近衛と改める。大同三年、衛門府を廢止し左右衛士府に併せ、弘仁二年、左右衛士を左右衛門と改編、かくて左右近衛・左右衛門・左右兵衛の六府として固定した。この経過に照らして見る場合、屋代本の語る所を正確とは言えないが、覚一本は、一部考証再検討を加えつつ、神龜五年の中衛府設置と大同二年（四年は誤り）の近衛への統一に絞って、その間の経過を削除した。ちなみに、いわゆる非道系の四部本、延慶本も、覚一本と大異が無い。

(26) [皇大后宮] 申ハ大炊ヒタチ御門ヒタチ右大臣公能ヒタチ御娘ナリ久寿ヒタチ秋ヒタチ比先帝ヒタチ送ヒタチ奉ヒタチ給ヒタチ

◎太皇太后宮と申ししは大炊御門の右大臣公能公の御娘なり先帝におくれ奉らせ給ひて後は（二代后）

覚一本は、堀川帝崩御の久寿二年の年号を削除し、登場人物の動きに言説を絞る。

(27) 圈一番ニハ聖武皇帝御願可レ詒寺無レ東大寺額打次ニハ淡海公御

願ナ興福寺額打北京ヨリヘ又興福寺向ニ延暦寺額打次ニハ天武天
皇ノ御願教「待」和尚智証大師草創ナニ園城寺額打其後末寺々
タノ額打並フ

◎まづ聖武天皇の御願あらそふべき寺なれば東大寺の額をうつ次

に淡海公の御願とて興福寺の額をうつ北京には興福寺にむかへて

延暦寺の額をうつ次に天武天皇の御願教待和尚智証大師の草創とて園城寺の額をうつ（額打論）

額打の順序、特に東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺、すなわち北京・南都の各二大寺の中、延暦寺が規定の順序を破ることを語るので物語の主題である。そのために四大寺に統く末寺の額打を削除するものが覚一本である。

(28) 圈明ヘ改元有ナ仁安号ニ今季ヘ大嘗会全有ヘシトテ天下其營ミナリ
同十月八日去季親王宣旨

（東宮立）
この前、永万元年（一一六五）六月に新帝六条天皇の即位があり、手順としては同年の中に大嘗会が行われるべきであつたが、間もなくあくれば改元あつて仁安と号す同年の十月八日去年親王の宣旨

く、二条上皇が崩御したため、大嘗会は流れた。当然その翌年の仁安元年（一一六六）には、その嘗みがあるはず。覚一本は、平家一門の栄花を集中的に語るために、話題を建春門院腹の皇子（後の高倉帝）の立太子に絞る。そのため大嘗会の計画の儀を削除したものである。

(29) 圈廿一日成ニカヘ中御門猪懸堀川ノ辺引ナ殿下御出ライマヤ々

ナト奉ニ侍懸殿下此事夢ニモ不レ被レ知レ召主上御元服ノ御元服
ノ御加冠ナクノ御為ニ暫ク御朝禄渡給ヘキニテ常御出ヨリモ引キ刷ハ
キ給ナ今度待賢門ヨリ入御可レ成ニ中御門西御出アツハギ兵共中御門
堀川ニナ奉ナ侍請中取籠

◎殿下是をば夢にもしろしめさず主上明年御元服御加冠挙官の御さだめの為に御直廬に暫く御座あるべきにて常の御出よりもひきつくるはせ給ひ今度は待賢門より入御あるべきにて中御所を西へ御出なる諸熊堀河の辺に六波羅の兵どもひた甲三百余騎待うけ奉り殿下を中心とり籠め参らせて（殿下乗合）

屋代本の場合、平家の軍の待機する場所を二か所に語る。それは視点が、前半では平家の側にあり、後半では殿下の方にあるからである。しかも「中御所」の限定を加えている。この間、二つの視点による語りには、時間的には重なりがある。これが覚一本では視点を殿下に固定するため、場所の指示も一か所に限られる。しかも「中御門を西へ御出なる」とある文脈から、屋代本に見るような「中御門」の限定を必要としない。視点を殿下に絞ることで、語り手の殿

下への同氏の姿勢が見られる。

(30) 圖其後、殿下御行辺奉り知タル物無ケル處御車副因幡サイン

カヒ鳥羽、国久丸

(31) 圖御車ぞひには因幡のさい使鳥羽の国久丸(同前)

屋代本の場合、前項(29)同様に視点が俯瞰的位置に超越している。そのため状況を広くとらえざるをえない。この点、覚一本では視点を殿下に絞るため、屋代本に見るような状況を語ることを必要としない。

(32) 圖法勝寺執行俊寛サテ其ハイカ、可仕申せハ左衛門入道西光参

頸取不^シ如^シ申^タ

(33) 圖俊寛僧都さてそれをばいかが仕らむずると申されければ西光法師

頸をとるにしかじとて(鹿谷)

覚一本は、俊寛・西光の官名を削除する。

(34) 圖山上落中ラシナヘテ常葉ナル山、梢皆白妙成ケル山門ノ大

衆東坂本ヲリ下テ神輿^ヲ拝^ム奉^ム神輿^ヲ客^ム人社^ム奉^ム入^タ

(35) 圖山上洛中おしなべて常葉の山の梢まで皆白妙になりにけり(鶴川

軍)神輿をば客人の宮へいれ奉る(願立)

覚一本は視点を神輿の動きに絞るため、経過としては語るべき大衆の動きを削除する。

(5) 重複的記述の削除

(36) 圖諸女房達此扇取^タ是^ハ月影ソヤ

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(37) かたへの女房たちはいづくよりの月影ぞや(鱸)

「此扇」「是」の重複を避け、結果的に口調をも整えている。

(38) 圖昔金若書^タ遠山ノ月有^ト故院未^タ幼主御座^{シケン}当初何^トナキ

御手^{ヌサミ}在明ノ月出タルヲ書^キ陰ラカサセ坐^タケルカ

(39) むかし金岡がかきたりし遠山の在明の月もありとかや故院のいまだ幼主にてましましけるそのかみなにとなき御手まさぐりの次にかきくもいかさせ給ひしが(二代后)

屋代本では金若(「金岡」の誤りか)の描いた「遠山ノ月」とは別に、故院の手でよじした「遠山の在明の月」があることになり、「月」の絵が重なる。覚一本はこれを「遠山の在明の月」に一本化する。

(40) 圖サレ共人、心^ヲ習ナレハ猶アキタラス思^タ平家ノ一門ノ國^ヲ庄^ヲ多^シ塞^タ置事^ヲ目醒^{マサニ}思^タ

(41) されども人の心のならひなれば猶あきたらで(殿下乗合)

屋代本は、人の心を一般論として批評するとともに重ねて平家一門への人々の猜みをも重ねる。覚一本では、この後、殿下乗合事件をめぐって(語り手が)平家の専横への怒りを吐露するため、屋代本に見るような一般論としての人々の猜みを削除する。

(42) 圖瓶子^ヲ頸^ヲ取^タ入^ミケル土穴^ヲ堀^テ云事タニモ漏聞ニ也返々モ浅猿^ヲ事共^也静憲法印アマリノ浅猿^{サニツヤニ}物^ヲ不^レ被^レ申^タ

瓶子のくびをとつぞ入りにける静憲法印あまりのあさましさにつやつや物も申されず(鹿谷)

覚一本は、「浅猿」の語の重複を嫌って、警世風の言説を削除したものである。

(37) 皇唐閑院殿ニ坐ケレハ御興、閑院殿、向奉、源平両家、大將軍臨時
勅、承、大衆防。

是によつて源平両家の大將軍四方の陣頭をかためて大衆ふせくべき由仰せ下さる(御興振)

『玉葉』の安元三年四月十五日の条に「経盛卿及左少弁兼光等、為守護内侍所、祇候閑院云々」同四月二十八日の条に「京中人屋多以燒亡已」、及内裏「院云々」とあり、当時の内裏は、二条南、西洞院西の閑院殿であった。神興と防禦軍の激突を語る覚一本は、「閑院殿」の重複を嫌うとともに、その場所の特定をも削除した。前項(4)の記録性の削除にも重なる削除である。後述の(66)をも参照。

(6) 露骨な表現の削除

(38) 「二代后」で、二条帝の意向による、元近衛帝の后、公能の娘の

再度入内をめぐつて、「公卿會議有各、意見被申す」として、則天皇后が大宗・高宗両帝の後に立つた先例を引き、この中国の例が「二化御宇」と評価される、執政のための入内、つまり「是、異國ノ先規上別段ノ之事」であったのに、この二条帝の場合には、そのような見識があつての上でないことを言って批判する。覚一本は、則天皇后の先例を「震旦の則天皇后は唐の太宗の后高宗皇帝の繼母なり太宗崩御の後高宗の后にたち給へる事あり是は

異朝の先規たる上別段の事なり」とするのみで、「別段」とする実態を語らない。そのために二条帝への批判の色を稀薄にするところになる。

(39) 二条帝に対する二代后(多子)の応待のあり方について、「殊更色有御衣、不被召、白御衣、召レケル」という。入内の儀の装束は、例えば寛治五年十月十九日の堀河天皇への三品篤子内親王の入内について、『中右記』は、「今夜女御御装束、裏濃蘇芳御衣五、濃御单、同御袴、同打衣上着、梅花五重上著、黄菊五重小打著、赤色五重唐衣、白羅御裳也」とあるのに比べれば、この大宮(多子)の「物憂」思いによる態度は露骨である。これが覚一本では、「大宮物うき御いでたちなればとみにも奉らずはるかに夜もふけさ夜もなかばになつて後御車にたすけ乗せられ給ひけり」と和らげられる。

(7) 短文化

(40) ト申タリケレハ御感アテ、此歌、金葉集、入ケル

と申たりければ御感ありけり此歌は金葉集にぞ入れらける(鱗)屋代本の場合、鳥羽院の忠盛の詠に対する態度は、院の御感があつたことと、さればこそ金葉集に入れられたことの二項に分化する。覚一本の場合、鳥羽院の「明石の浦はいかに」との問い合わせに対する忠盛の応じようを主題とするが、院の御感あつたことで一応話は完結する。金葉集への入集はその補足としての後日談を先説するものと

言える。

- (41) 〔鳥羽院五歳近衛院三歳是是〔サタニ〕イツシカ成ト人申〔サン〕彼〔バ〕二歳〔ニ〕成〔キ〕給、

◎鳥羽院近衛院三歳にて踰祚あり=かれをこそいつしかなりと申し

しには二歳にならせ給ふ（額打論）

二条帝の後を追って二歳の幼さで踰祚する六条帝を早すぎると批判するところ。屋代本の「是」は鳥羽・近衛を受ける。語り手の視点がこの二帝にあることから、今話題の六条については距離をおいた遠称の「彼」で受けることになり文脈の理解に円滑を欠く。覚一本は、視点を、この段の主題である六条の踰祚にすることから「彼」「是」の指示語をとりかえる。この間の文脈を明確にするために、

一文であった文を短文二つに分割している。言説の視点の設定のしようが、文の長さをも左右する。

- (42) 〔或夜法王御幸ナル〕其ノ夜御酒宴=法王御共=候ハケル静憲法印

召^マ此^マ由御合^{マタハ}法印大^ニ驚^キ可^レ有^モ候^{ハス}人既^マアマ承^{ハリ}候^ヌ
或時法皇も御幸なる=故少納言入道信西が子息静憲法印御供仕
る=其夜の酒宴に此由を静憲法印に仰せあはせられければあな
さまし人あまた承り候ひぬ（鹿谷）

「此由」とは、平家討伐の企てを指す。屋代本は、一文の中に、「法王」「法印」が二度見える。覚一本は、それを二文（全体で三文）に分割する。屋代本では「其ノ夜御酒宴」がいざれにかかるのかがあいまいで、「其ノ夜御酒宴=法王御共=候ハケル」全体が静憲を

修飾すると見ることも可能である。いずれにしる屋代本は一文の中

に複文を含み込むことになり、文脈がいさかか把握しにくい。覚一本は、短文に分化することにより文意を平明化している。

○小まとめ

以上、屋代本から覚一本への展開の過程で削除・短縮により、

- (i) 考証により校訂を加えながら、全般に官名を省略するなど記録性を後退させている。

- (ii) 露骨な論評を避けながら、平家の事横に対する批判性を増す。
(iii) 主語や修飾語を明確化し、短文化することにより文章を平明にしている。

- (iv) 視点を一本化し、語り手の人物への同化、主題への集約化を進めている。

などが見られる。これらの現象は、説話性の後退が見られるように、説話としてのスタイルよりも、文章表現としての整序化を進めるものだろう。屋代本が記録性や、文章としての整序性に欠けながら、それなりに説話性を保有したのに對し、覚一本は、人物への同化や主題の明確化を進めながら、その表現は、説話性の中に有していた口承性からは遠ざかるうとしていると見るべきであろう。これを逆に屋代本の側に即して言うならば、記録としてのスタイルの中に、説話性は保有していると言える。この内容、表現両面の変容が何を意味するかは、なお、稿を逐つて考えることにする。

(B) 加筆

前節に述べたところとは逆に、覚一本の加筆している個所がある。すなわち

(1) 行動主体の明示

(43) 御身、恐有マシキ候トテ被立ケレハアハレ重盛^ニ、シウ大様ナ

ル物哉トソ宣ケル

(44) 御身の恐候まじとてたれければ重盛卿はゆゆしく大様なるものかなとぞ父の卿も宣ひける(清水寺炎上)

(45) 屋代本では、「宣ケル」の主語が数行後を見なければわからないが、覚一本は、これが清盛であることを細かく指示している。

(46) 入道殿ノ仰ヨリ外ハ怖ヨシキ事ナシト思タル者共六十余人召寄給テ

(47) 入道殿の仰せより外は又おそろしき事なしと思ふ者ども難波瀬尾をはじめとして都合六十余人召し寄せ(殿下乗合)覚一本は、この後の殿下に対する言行の主を明示、清盛の殿下に対する報復行為を始めて具体的に語る。それは、清盛の怒りを清盛に視点をすえて語る言説である。

(48) スペテ此大納言、何事付^{タキ}ニ^シ、シキ人^{シキ}世^セ音^{ヨハ}給^ヒケル

(49) されば此大将をば君も臣も御感ありけるとぞきこえし

(48) 屋代本の「世^セ」、覚一本の「とぞきこえし」のいずれも間接判断表現で重盛を評している点で説話の文体をそなえている。しかし覚一本は、その主体を「世^セ」から「君も臣も」に改める。それは、重盛

の行動が、まさに「君」のためであつたことを考慮し、君や、その側近としての「臣」が、この重盛の志に答えたということを示す。つまり語り手は、登場人物の重盛に一步同化の姿勢を深めたと言るべきであろう。

(46) 源氏、大内守護、右京大夫頼政三百余騎ニ二条面縫殿^{アヌイハ}、陣ヲ固メケル

(47) 源氏には大内守護の源三位頼政卿渡辺の省授をむねとして其勢纏かに三百余騎北の門縫殿の陣をかため給ふ(御興振)

(37) 項に指摘したように、当時の里内裏は二条南、西洞院西の閑院殿であつたから屋代本がその北面の「二条面」とするのは正しい。覚一本は、閑院殿との特定に欠ける。しかしこの後、以仁王をかたらつての反平氏の謀叛に登場する頼政一門の名をつらねるが、それは頼政の行動への語り手の思い入れを示すものである。頼政の名にあって「卿」の敬称を付し、「がため給ふ」の敬語を使ったのも、この語り手の思い入れを示すものである。

(48) 又去十三日神輿射奉ル所ノ武士六人獄定せらる左衛門尉藤原正純
右衛門尉正季左衛門尉大江家兼右衛門尉同家国左兵衛尉清原康家
右兵衛尉同康友是等は皆小松殿の侍なり(内裏炎上)

神輿を射た主を明示し「是等は皆…」と収斂する。名を列挙することにより、行動主体が重盛の家来であったことを情意的に語ることになる。言い換えば、重盛の当局に対する対応のし方に情意をこ

めて語ることである。この前の、巧みに衆徒の矛先をかわした頼政の処世法と対比することになろう。このように重盛を共感的に語ることが、巻一以後の、重盛の院への忠誠、ひいては父清盛に対する孝子としての態度をも必然のものとするはずである。小松殿の家来が関与したことを見かす点において屋代本と覚一本との間に違いはないけれども、語り手の、重盛を語る言説に質的な変化（同化の深化）があるわけである。

(2) 人名呼称、そのあり方の加筆

(48) 間近^ハ入道前[、]大政大臣平[、]朝臣清盛公^ト申人[、]有様^ヲ伝[、]承^ニコソ心

詞^{セラヨ}ハレネ

〔4〕まちかくは六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と申しし人の有
様伝へ承ること心も詞も及ばれね（祇園講會）

異同のきわめて少い序章において微妙な違いを示す。「申（ス）」を「申しし」とすることで話題を対象化する姿勢が見えるし、通称「六波羅の」を冠することでも、語りが伝承性を増している。この点、屋代本の場合、いまだ十分に伝承のスタイルを確立していない。

(49) 平家一家之公達ト云ツレハ花族^{ノヨク}英雄^モ對^レ面^ヲ並^レ肩^ヲ人^ヲナキ

〔5〕六波羅殿の御一家の君達といひてソシカバ花族も英雄も面をむか
へ肩をならぶる人なし（禿髪）
前項(48)と同じことが言える。

(50) 〔6〕左衛門入道西光^ヲ申ケルハ

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

〔院中のきり者に西光法師といふ者あり境節御前ちかう候ひけるが
(清水寺炎上)〕

ここにも西光に対する世の評を含み込む、語りの姿勢が「といふ者あり」と対象化する。

(51) 〔7〕國母建春門院^モ平家^{ミテ}御坐^ス

〔8〕平大納言時忠^ノ卿^モ女院^ノ御せウトナレハ

〔9〕御母儀建春門院と申すは平家の一門にてましますうへ（東宮立）

〔10〕平大納言時忠^ノ卿^モ女院の御兄なれば（同前）

〔11〕とともに「と申す」に、語り手の平家一門への対応のあり方を示す。(50)同様、対象化のスタイルである。

(3) 場所を明示するための加筆

(53) 〔12〕南北両京^ノ大衆悉^ハ供奉^{シテ}我^ヲ寺々^ノ額^ヲ打事有ケリ

〔13〕南北二京の大衆ことづく供奉して御墓所のめぐりにわが寺々の額をうつ事あり（額打論）

覚一本は、掲出本文の直前に「一天の君崩御なつて後御墓所へわたし奉る時の作法は」とあり、類似の本文が屋代本にも見られる。屋代本の場合、あるいは先行する本文で意が足りると思ったのかも知れないが、文意は必ずしも明快とは言えない。覚一本はこの点を考慮し加筆したものであろう、「御墓所」の記述に関する限り、一見、重複に見えるが、前節の「重複」とは事情が異なる。

(4) 登場人物の行動などを具体的に描く

(54) 我身ノ栄花ヲ極ムノミナラス嫡子重盛内大臣左大将

〔観〕吾身の栄花を極むるのみならず一門共に繁昌して嫡子重盛内大臣の左大将（吾身栄花）

清盛のみならず、一門が栄花をきわめることを明確に語る。一門栄花を語る言説である。

(55) 〔圓〕南都憤^{イキトヲヤンナチ}山階寺^{ヤマケイジ}内西金堂^{ナベキントウ}衆觀音房勢至房^{シキヤウ}二人

〔観〕南都の大衆とやせましかうやせましと僉議するところに興福寺の西金堂衆觀音房勢至房とて（額打論）

現場を再現することは、語り手がその場に同化することである。客観的な文体から、その場を自らのものとする語りへの転換を示す加筆である。いな、「加筆」とするのは当るまい。語りの姿勢、あり方を示す表現、再構成である。

(56) 〔圓〕ソト走^{アマ}出^{アマ}延暦寺額^{カタ}切^{カタ}落^ス

〔観〕ソト走り出で延暦寺の額をきっておとし散々にうちわり（同前）
前項(55)に続く本文である。觀音房・勢至房両人の行動を重ねる。

「散々に」の連用修飾語は、語り手の両人の行動への同化の姿勢を示すもの。

(57) 〔圓〕其後御車ノ物見打破^ハ簾カナクリ落^ス

〔観〕其後は御車の内へも弓のはづつきいれなどしてすぐれかなぐりおとし（殿下乗合）

攝政基房に対する、清盛の指示による報復行為を覚一本は、より具

体的に再構成する。それは、語り手の、行動の主、難波・瀬尾さんはその背後にある清盛の思いに即しての語りである。

(58) 〔圓〕穩便^{サンビ}ノ政^{マツシヨ}行^{ハキ}國司師高弟近藤判官師経目代^{ニテ}同一季^ノ夏^ノ比加賀国^ニ下着^ス始

〔観〕穩便の政をおこなふべかりしがかく心のままに見るまひしほどに同二年夏の比国司師高が弟近藤判官師経加賀の目代に補せらる日代下着のはじめ（鵜川軍）

国司・目代に補せられた師高・師経の行動を一層強調して語る。それは「穩便の政おこなふべかりしが」の逆接表現がもの語る通り、語り手の師高兄弟の所行を非難する思いの言説である。やはり話題への語り手の同化を示すものである。

(5) 修飾語などの加筆

(59) 〔圓〕火ノホノクラキ方^ニ向^ク此刀^ヲ抜^キ出^ス

〔観〕火のほのぐらき方にむかつてやはら此刀をぬき出し（殿上闇討）
忠盛が陰湿な殿上人を逆におどそうとする、その思いを「やはら」の語により表現する。語り手の忠盛への同化を示す語である。

(60) 〔圓〕郎従小庭^ニ税候^{シヨウ}事忠盛覺悟不仕

〔観〕郎従小庭に抵候の由全く覚悟仕らず（同前）

郎従家貞への信頼感に支えられた忠盛の開き直った思いを、この「全く」の一語に託している。直接話法を介して語り手の思いを表現した言説である。

(61) 山門 大衆既下洛ホトコソ 有ケレ 武士檢非違使西坂本^ハ馳ム力カ

二

貞山門の大衆緩しう下洛すと聞えしかば武士檢非違使西坂本に馳せ
向つて（清水寺炎上）

(6) 話材に人々が参加し、語りの場の拡大をはかる。

(24) 平大納言時忠、卿ノ宣ケルハ此一門アラサル人皆ナ人非人ナルヘシトソ宣ケル

○平大納言時忠卿の宣ひけるは此一門にあらざらむ人は皆人非人な

るべしぞ宣ひけるかかりしかばいかなる人も相構へて其ゆかりに
むすばほれむとぞしける衣文のかきやう烏帽子のためやうよりは
じめて何事も六波羅様といひて、げれば一天四海の人皆是をまな
ぶ（禿髪）

時忠のことばをめぐる平家一門の栄花について、世評、世の受けとめようを込めて語る。語り手の警世風の姿勢は、世の受けとめようからは一步離れたところにあるもので、軍記物語共通の批判性を示すもの。それはこの本文の直後の「又いかなる賢王聖主の御政も撫政閑白の御成敗も世にあまされたるいたづら者など人の聞かぬ所にてなにとなうそり傾け申す事は常の習なれども」にも貫して

てゐる。この中、「世にあまされたる」の評語は、ほぼ同文のものが屋代本にも見える。つまり古態本文から一貫して見られるもので、覚一本はそれをさらに拡大したものと言えるだろう。

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(63) 〔其夜八王子、御殿ヨリヤ鑄音イテ、王城ヲ指行トツ大衆ノ夢ニハ見タリケ

21

〔其夜不思議の事あり八王子の御殿より鎗箭の声いでて王城をさしてなッてゆくとぞ人の夢にはみたりける（願立）

事件当事者である「大衆」を「人」一般に拡大抽象化することにより、語りの場を拡げている。

(64) 國靈神怒 ラナセハ災害衢ミミツト云ヘリ禍ヲソロシトソ人申ケル
観霊神怒をなせば災害岐にみつといへりおそろしーとぞ人々申し

あはれける（内裏炎上）

同じ「人」を介するにしても「申しあはれ」に見るよう、覚一本のそれは拡がりが大きい。語りの場の拡がりと、その拡がりを支える語り手の共感がある。

サシケ

（四）一紙一句をもって三塔三千の債をやすめ公私の恥をのがれ給へる時忠卿こそゆしけれ人々も山門の衆徒は発向のかまびすしき計がと思ひたれば理も存知したりけりとぞ感ぜられける（同前）時忠への共蔵にとどまらず、時忠のさとしを聞き入れた衆徒を「人々」の思いをくり入れることにより語りの場を拡げる。

(7) 具象的な再現

前述の(4)「登場人物の行動などを具体的に描く」とも相通じる現象

である。

(66) 山門、大衆如何思ケン興福寺ノ上額打

○山門の大衆いかが思ひけん先例を背いて東大寺の次興福寺のうへに延暦寺の額をうつ(額打論)

山門の大衆の行つた行動の意味を明示するための加筆である。

(67) 大納言是猶恐給ハ賀茂社有僧籠外法行セラレケル程御宝殿ノ後杉雷落カリ火燃付艤御宝殿押懸ケレハ氏人共集ナ是ヲ打消ス

○新大納言猶おそれをもいたされず賀茂の上の社にある聖をこめて御宝殿の御うしろなる杉の洞に壇をたてて肇吉尼の法を百日おこなはせられけるほどに彼大相に雷おちかかり雷火緩しうもえあが

ツて宮中既にあやふくみえけるを宮人どもおぼく走りあつまつて是をうち消つさて彼外法おこなひける聖を追出せむとしければわれ当社に百日参籠の大願あり今日は七十五日になるまゝたぐいづまじとてはたらかず此由を社家より内裏へ奏聞しければ唯法にまかせて追出せよと宣旨を下さる其時神人しら杖をもつて彼聖がうなじをしらげ一条の大路より南へおひだしてんげり(鹿谷)

屋代本の場合、成親が僧をやつて外法を行い、それが賀茂社の神の怒りにふれたことを語ることどまるが、覚一本は、その外法を行つた聖の行動そのものに重心をおいて語る。言いかえれば、この聖の荒行を重ねることにより、成親の祈願のすさまじさを語ることにもなつてゐる。この場の主題への語り手の同化を示す。

(68) 其リ関白殿山王御トカメトテ重病ヲ請サセ御坐様々御願立ヲコタリヲ申サセ給カトモ御平癒無シカハ御母北政所是御歎キア

テ祈リ申サセ給シハ暫シ御平癒聞セセ給シ

○やがて山王の御とがめとて後二条の関白殿重き御病をうけさせ給

ひしかば母うへ大殿の北の政所……(願立)

以下、覚一本は、母北の政所の願立を語り、これに応じて山王が託宣にて応答し、山王の讓歩として三年間の期限づきの寿命を保障することになる。屋代本の場合、関白自らの願立、それを加速する母の祈願のゆえに「暫」平癒したことを語るなどまる。覚一本は、母の願の立て方そのものを詳細に語り、それゆえに応じる山王とのかけひきを描きながら、しかも所詮は三年の延命がかなうのみであつたことを言つて、山王のとがめの恐るべきことを語るのである。

屋代本に「願立」を語らうとする語り(姿勢)はあるけれども、その言説は無い。つまり物語言説たりえていない。覚一本の場合、言説そのものがあるのである。結果的にこの度の鷺川寺事件から派生する山門強訴の処置を遅延した当局への(山王の)「御とがめなかるべしとも覚えず」を語ることになり、ひいてはこの後に続く内裏炎上を必然のものにするのである。

(69) 平家小松内大臣重盛三千余騎東西南固ス

○平家には小松の内大臣の左大将重盛公其勢三千余騎にて大宮面の陽明侍賢郁芳三つの門をかため給ふ弟宗盛知盛重衡伯父頼盛教盛経盛などは西南の陣をかためられけり(御興振)

(37) 項に記したように当時の内裏は里内裏の閑院殿であった。(46) 項の源氏の頼政の布陣に続く文である。閑院殿の実態を究めえていないので詳細はわからないが、覚一本はこれを大内裏に再構成したものか。そして屋代本が「東西南」と一括して語る重盛の布陣を、覚一本は、東を固める重盛の外に、西、南を固める弟たちの布陣をも語る。弟たちの布陣を重盛からの派生と見るならば、語り手の視点が重盛に同化しているとも言えるだろう。

(70) 小松ノ内大臣直垂ニ矢負ニ被ハ供奉ナ其外関白以下、大臣公卿殿上人我
モ々々ト参マレケリ

◎小松のおとど直衣に箭おうて供奉せらる嫡子権亮少将維盛東常に

ひらやなぐひおうて参られけり閑白殿をはじめ奉ッて太政大臣以

下の公卿殿上人我もくとはせ参る(内裏炎上)

覚一本は、重盛の服装について、武具着用のための直垂を、常用の貴人略服に改めるとともに、前項(69)同様、重盛をその子息の維盛へと分化させる。相並ぶ人たちの間で、語り手は重盛父子に視点を当てるものと言えるだろう。

(71) 公卿ノ家タニモ十六ヶ所マテ焼ケリハテハ内裏吹付

◎公卿の家だにも十六箇所まで焼けにけり其外殿上人諸大夫の家々
は記すに及ばずはては大内にふきつけて(内裏炎上)

火災被害の跡を列挙するが、「公卿の家」から一たん「殿上人諸大夫の家々」にさげておいて最大の「大内」へ及び、覚一本の構成法を見るべきであろう。ちなみに覚一本のこの加筆は、『方丈記』の

「そのたび、公卿の家十六焼けたり。ましてその外、数へ知るに及ばず」を再構成したものである。

(8) 考証的な加筆

(72) (清盛は)至ニ丞相之位ニ不_レ經ニ左右_レアシ_レ大政大臣従一位ニアカリ給_フ

◎丞相の位にいたり左右を経ずして内大臣より太政大臣従一位にあ

がる(鱸)

清盛は、長寛三年(一一六五)、権大納言に上り、その翌年、内大臣、さらにその次の年仁安二年には太政大臣をきわめている。覚一本は、この間の経過をもらさず語るものである。

(73) 豊車_レ乗_レ宮中_レ出入_レ偏_レ執政_レ臣_レ如_レ

◎牛車_レ輩_レ車_レの宣旨を蒙つて乗りながら宮中を出入す偏に執政の臣の

ごとし(同前)

清盛の昇進が、摂政関白にも比すべきものであったことを、その官には許される牛車輩車の宣旨をひき出すことにより語る。清盛の栄花を確認する加筆である。

(74) 此桜町中納言ト申ハ心スキ給_フ人ニ_レ町ニ_レ桜ヲ植並其内ニ屋_レ立_フ

◎抑此成範卿を桜町の中納言と申しける事はすぐれて心數奇給_フ

る人にて常は吉野山を恋ひ町に桜を植ゑならべ其内に屋を立てて
花身栄花

成範の好き人(好土)であることを歌枕の吉野をひき出すことによ
り語る。

(75) 久寿、秋同草葉、露^{トキ}消^{マシ}カハ今カ、ル憂耳ヲハキカサラマン

(観) 久寿の秋のはじめ同じ野原の露とも消え家をも出で世をものがれたりせば今かかるうき耳をば聞かざらましとぞ (二代后)

大宮の先夫、近衛帝の崩御は久寿二年(一一五五)七月二十三日で「秋のはじめ」と云うにふさわしく、重ねて入内を促される思いを、落刺さも加えることにより増幅している。

(9) 意味付け

(76) (季仲) アナ黒々黒^キ頭哉如何^{ナル}人^ヲ漆^{シラニギ}ケムトソハヤサレケル

上古^{ミハ}加様^ニ有^リシカ共

(観) あな黒々黒き頭かないかなる人のうるしなりけむとぞはやされける又花山院前太政大臣忠雅公……みなし子にておはしけるを……

家成卿……聟に取つて声花にもてなされければ……人のきらをみがくはとぞはやされる上古にはか様にありしかども…… (殿上闇討)

物語の主題である、忠盛が伊勢平氏はすがめとからかわれながらたえしのんだことについて、屋代本は季仲の類話を引き、観一本は重ねて家成の話を引く。この加筆された家成の話の場合、きつかけをなした忠雅その人を主題にしない点で、忠盛の場合や、その例証として引く季仲の場合とはややずれがあるが、物語現在とは別次元の話をひき込むことにより、屈辱を味合う忠盛への語り手の思いを強調するものと言える。

(78) 是^ハ興福寺ノ末寺成^{ミテ}焼トソ聞ヘケル

(観) 是はさんぬる御葬送の夜の会稽の恥を雪めんが為とぞ聞えし清水寺は興福寺の末寺なるによッてなり (清水寺炎上)

山門の衆徒の清水寺炎上が、過日の額打論の際の所行に対する報復であることを明確に語るもので、「額打論」と「清水寺炎上」との間にプロットを架橋するものである。

(10) 前後に関連を持たせる(プロット化)ための加筆

(79) (殿上之交^ヲ人不^レ及^ケ嫌^{キタク}忠盛備前国^{ヨリ}上^リタリケルニ

(観) 殿上のまじはりを人きらふに及ばず其比忠盛備前国より都へのぼりたりけるに (鱸)

忠盛が備前守になつたのは大治二年(一一二七)末のことで、忠盛が昇殿を許されたとする天承元年(一一三一)とは、時間的に前後する。したがつて「其比」とは言えないはずであるが、「あり明の月も」の明石詠と昇殿の間につながりを持たせる。つまり主従の提携する実力行使により殿上人の恥ずかしめを却けた(殿上闇討)、その上、和歌の道にも秀でたことを語ろうとする、語り手の忠盛へ

(77) には欠く記事であるが、観一本は、清盛および一門の栄花昇進の「竜の雲に昇るよりも猶すみやか」である原因を熊野権現の御利生であるとする。いわゆる「鱸」の話である。清盛らの昇進のあり方を語ろうとする語りが、その意味付として、熊野利生談をひき込んだと言うべきであろう。

の同化の姿勢を示すものであろう。

(80) (回りからかわれた女房が即興に「雲間ヨリ」と詠む) 似ラ
友トカヤノ風情ニ忠盛^スイタリケレハ此女房^ニ優也ケリ

〔尊〕とよみたりければいとどあさからずぞ思はれける薩摩守忠度の母
是なり似るを友とかやの風情に忠盛もすいたりければ彼女房も優
なりけり(同前)

屋代本では、忠盛と女房との仲を、和歌の才能を共に有することに
求める話としてある。それが覚一本では、面前で見せた女房の即興
の応じように忠盛の思いが一層昂じたというのであり、両人の仲を
一層必然のものとする。しかもこの相手の女房を忠度の母とするこ
とに、この後、文武両道の達人として登場する忠度を、母の血すじ
を以て予告する形をとつてゐる。

(81) 園花族^{シヨク}英雄^{ヒヨウ}対^{ミカベ}面^{マツコ}並^{アリ}肩^{カガ}人^{ヒト}ナキ平^{ヒラ}大納言^{ヒラタ}時忠^{ヒサシ}卿^{キョウ}宣^{ケル}ハ此
一門ニアラサル人^{ヒト}皆^ハ人^{ヒト}非人^{ヒト}ナル^ヘシトソ宣^{ケル}

〔尊〕花族も英雄も面をむかへ肩をならぶる人なしされば入道相国のこ
じうと平大納言時忠卿の宣ひけるは此一門にあらざらむ人は皆人
非人なるべしとぞ宣ひける(禿髪)

清盛一門の栄花のあげくに時忠の、人はばからぬ思い上つた豪語が
吐かれる。この文脈のつながりを「されば」の接続語によつて語
る。時忠の思い上つた豪語を、ごく必然のこととしてとらえる。言
いかえれば平家一門の栄花に目をそばだてる語り手の思いがこの一
語にこめられている。それにこの豪語を吐いた主を、外ならぬ清盛

の義兄だことわるところにも、語り手の思いが見られる。語り手
の、いわば情意表現と言える。

(82) (此桜町中納言ト申心スキ給ハ人ニテ
抑此成範卿を桜町の中納言と申しける事はすぐれて心数奇給へる
人にて(吾身栄花)

覚一本は、「すぐれて」の連用修飾語を付加していることに見るよ
うに、語り手の成範への思い入れが強い。この語り手の姿勢が「抑
此成範卿を」の発語を言説する。語り手の成範へのかわり方を示
す加筆である。

(83) (平治の乱後、平家一門が繁昌し) 首ヲ指出^ス物ナシイカナラム
末ノ世マテモ何事^ヲ有ント日出^{ワタツ}見タリケル鳥羽院、御宴賀ノ後、
兵革打続^キ

〔尊〕頭^{カシ}をさし出す者なしいかならん末の代までも何事があらむとぞみ
えしされども鳥羽院御宴駕の後は兵革うちづき(二代后)

平治の乱後、平氏一門の栄花により、とにかく世はおさまった。し
かるに、として、以下、二条帝と後白河院父子の対立を描く。世の
不祥事に寄せる語り手の思いが、「されども」の一語にこめられる。
この語り手の思いにより、状況の展開に一つのつながり、世の平穏を
祈る気持をこめてゆく。

(84) (二条帝は大宮を) 外宮^ミ引モトメシムルニ及^ゲ忍^ア大宮^ヒ御^{エシ}書^シ有
〔尊〕外宮にひき求めしむるに及んで此大宮へ御^{エシ}書^シ有
「此」の指示語が前後をつなぐ。

(85) (則天皇后の再入内) 是^ハ異國^ノ先規タル上別段^ノ之事也本朝^ニハ……未二代^ノ后^ニ立給^ハ例^ヲキカス

(86) (是は異朝の先規たる上別段の事なりしかれども吾朝には……いまだ二代の后にたたせ給へる例をきかず) (同前)

則天皇后の先例を引きながら、一條帝のふるまいをあるまじきこととする語り手の思いが、接続語「しかれども」の一語にこめられている。

(86) (殿下乗合事件の後) 主上御元服^ノ定^ム其夜^ニ延^ム

(87) (是によッて主上御元服の御^サだめ其日はのびさせ給ひぬ) (鹿谷)

殿下乗合事件と主上元服の定めとの間に因果関係があることは、屋代本でも「其夜」の限定に読みとれるが、覚一本は、この間の関係を「是によッて」の接続語を付加することにより一層緊密にする。

覚一本の場合、一連の事件を因果関係においてとらえようとする、語り手の姿勢が顕著である。「御^サだめ」「させ給^ム」の敬語表現の付加も、語り手の話へのかかわりを示すものである。

(87) (同三季正月五日主上御元服有^リ)

(88) (是^ハさるほどに今年も暮れぬあくれば嘉応三年正月五日主上御元服あ

ッて) (同前)

前年、物語によれば十月、基房と資盛とをめぐる一連の事件があり、基房ははずかしめを受けた。屋代本は、一連の事件をつとめて

客観的に列挙する姿勢を示すが、覚一本は、多難であった嘉応二年の暮れとした上で、年改つて事態の進展することを語る。これもや

はり事件に寄せる語り手の思いを語るものである。

(1) 敬語の添加

この現象は、すでに言及したところでもあるが、

(88) (急^キ彼^{レバ}召出^シ刀^ノ実否^ヲ付^フ過^ル左右アルヘキカ

(89) (是^ハ付^テモ^シ魯^{リヨ}ソムキ給^ヘ人^ヲ善^キ施^シ御坐^{マサハ}

(90) (帝闕^ミ仙洞^ミ是^ハ過^ト見^シ源平両氏朝家^ニ召仕^{ハシ}

(91) (昔より今に至るまで源平両氏朝家に召しつかわれて) (一代后)

これららの敬語の添加は、いづれも語り手の、話材への同化を示すものであるが。

(12) 語り手の判断を込めるための添加が見られる。

すなわち

(90) (帝闕^ミ仙洞^ミ是^ハ過^ト見^シ源平両氏朝家^ニ召仕^{ハシ}

(91) (昔より今に至るまで源平両氏朝家に召しつかわれて) (一代后)

王朝社会における源平両氏の関係を、連続の相において展望しよう

とする語り手の姿勢が顕著になつてゐる。

(清水寺炎上)

(91) 長寛ノ比御季廿二三ニモヤ成マシタケン天下第一之美人聞ヘ坐ケレハ

永暦のころほひは御年廿二三にもやならせ給ひけむ御さかりもすこし過ぎさせおはしますほどなりしかれども天下第一の美人の聞えましましければ(同前)

二条帝の大宮への懸想を語る語り手の思い、非難を語りつつ、その美人なるゆえに半ば当然とする思いが言説となつてゐる。

(92) 同七月廿七日主上既崩御成御季催廿三御位ヲサラセ給ヲ三十

余日ソ坐ケル

さる程に同七月廿七日上皇つひに崩御なりぬ御歳廿三つばめる花の散れるがごとし玉の簾錦の帳のうち皆御涙にむせばせ給ふ(額打論)

二条上皇(「主上」を訂している)の崩御を語る。語りの定型句「さる程に」を加えるとともに、語り手の上皇の死をいたむ思いを直接表現している。語り手の思いを直接表現するのは、説経淨瑠璃に典型が見られるように、口誦形式で、その痕跡が覚一本に復活している。

(93) 同觀音房勢至房トテ二人勝レタル甲ノ者アリ

観音房勢至房とてきいえたる大悪僧二人ありけり(同前)
語り手は世評の位相で両人物を評価する。

(94) 同大衆清水寺押寄せテ

山門の大衆六波羅へは寄せずしてすぞろなる清水寺におし寄せて

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

語り手は、大衆の強訴が、いつもの通り当局に対し行われるものと判断した。おりから院は六波羅へ御幸あつたため、六波羅へ強訴が行われるものと予想した。にもかわらず、予想に反して、といった

語り手の、この場(当局)への同化が見られると言つべきであろう。

(95) 大衆帰リノホリケレハ一院還御成ケリ

清水寺焼けたりける朝や觀音火抗變成池はいかにと札に書いて大門の前にたてたりければ次の日又歴劫不思議力及ばずとかへしの札をぞうつたりける衆徒かへりのぼりにければ一院六波羅より還御なる(同前)

山門大衆の報復による清水寺の炎上を落書の次元、観点を語り手が持ち込むことによつて語る。(92)と同質の語りの位相を示すものである。

(96) 同叙位除目モ一向此ノ卿ノママナリ

叙位除目と申すも偏に此時忠卿のままなり楊貴妃が幸ひし時楊國忠が榮えしが如し世のおぼえ時のきらめでたかりき入道相國天下の大小事を宣ひあはせられければ時の人平閑白とぞ申しける(東宮立)

時忠の栄花への語り手の情意が、楊国忠の例証を引き世評の位相で語り加える。

(97) 同攝政関白カムル御目合セ給事是始承

攝政関白のかかる御目にあはせ給ふ事いまだ承り及ばずこれこそ

平家の悪行のはじめなれ（殿下乗合）

いわゆる殿下乗合の報復を、物語の構想の上にのせる。つまり語り手の、物語世界への参加を示す加筆である。

(98) 同十三日朝観^{ヤシル}為^{シテ}法住寺殿^ハ行幸成^{カム}其比

(99) 同十三日朝観の行幸ありけり法皇女院待うけ参らつませ給ひて叙爵の御粧^{イカバカリ}らうたくおぼしめされん入道相国の御娘女御に参らせ給ひけり御年十五歳法皇御猶子の儀なり（鹿谷）「…おぼしめされん」の表現が示すように、主上高倉帝の朝観行幸を、後白河院、建春門院の思いを通して語る。作中人物への語り手の同化を示すもの。

(99) 夜宿所^ニ還向^{シテ}打臥サレタリケル夢^ニ

(100) 夜宿所に下向して苦しさにうちふしち^ツとまじるみ給へる夢に

(同前)

大将の官を志して男山八幡に願をかける成親の思いに立ち入る語りである。

(100) 平家、次男^ニ被^{シテ}越^{シテ}遺根^{ナリ}是^ハ平家万^ヲ思様成^{カシム}至^{カシム}処也^{サレハ}何^ニ遂^{シテ}滅^シ平家^ヲ本望^{ハヤトノ}宣^{ケル}

(101) 平家の次男に超えらるることやすからね是も万思ふ様なるがいたす所なりいかにもして平家をほろぼし本望をとげむと宣ひけるこそおぞろしけれ（同前）

引用箇所の主語は、平家に対し謀叛を企てる藤原成親であるが、成親の決意を思い上りとする覚一本の語り手の批判の色が濃い。この

語り手の姿勢が「是ハ」を「是モ」におきかえ、成親の発言を土俗的な語りによく見られる、語り手の判断「おそろしけれ」を直接表現することになる。

(101) アマリノ浅猿サニツヤ々々物^モ不^レ被^レ申与力^{アシカシ}之^ト輩^{ハサハ}近江中将入道蓮淨……

(102) あまりのあさましさにつやつや物も申されず返すべくもおそろしかりし事どもなり与力の輩誰々ぞ近江中将入道蓮淨……（同前）前項(100)同様、語り手の判断を直接語る。さらに、語り手の場への同化が共謀する人々の名をあげるのに、やはり「与力の輩誰々ぞ」という同化の姿勢を強く押し出すことになる。

(102) 心武ク奢^{ハシマ}人^ニ加様^{ハシマ}事^ニ与^{セラ}レケリ

(103) 心もたやすくおごれる人にてよしなき謀叛にもくみしけるにこそ（俊寛沙汰）

成親の企てる鹿谷謀叛に協力する俊寛を、語り手は「心も」と強調し「よしなき」と批判する。

(103) 公卿殿上人^ヲ事^{トキ}セス下北面^{ヨリ}

(104) 公卿殿上人^ヲ事^{トキ}セス下北面より（鵜川軍）當時の北面の武士の思い上りを、語り手は「礼儀礼節もなし」と「とばに表して非難する。

(104) 角^{ハシマ}被^{シテ}行^{ハシマ}間^{ハシマ}心^モ出来^{ハシマ}加様^{ハシマ}事^ニクミシケルニヤ

(105) かくのみおこなはるあひだおこれる心どもも出で来てよしなき謀叛にもくみしけるにこそ（同前）

前項同様、北面の武士のふるまいを「よしなき」と非難し「こそ」

ときめつける。語り手の北面の武士をとがめる姿勢が強い。

- (105) **〔圓〕師光業景ト云者有若ヘトキナシハ小舍人童若ハタクコ格勤者ナント、テケシカル物共ナリシガサカ々々シキニヨテ**

〔圓〕師光成景といふ者あり師光は河波國の在所成景は京の者熟根いやしき下蘿なり健児童もしは格勤者などにて召しつかはれけるが

さかぐしがりしによッて（鶴川軍）

北面の武士師光・成景の素性をあばくのは「熟根いやしき下蘿なり」ときめつける語り手の姿勢である。

- (106) **〔圓〕大衆押寄タツシタツ時ヲクレトモ目代無ナシケレハ不レ及レ力引退スル**

〔圓〕おし寄せて時をどッとつくる城のうちにはおともせず人をいれてみせければ皆落ちて候と申す大衆力及ばで引退く（鶴川軍）
目代師経の館を襲う大衆に視点をおいて状況を語る。いわゆる視点人物の設定による語り手の同化を示すもの。

- (107) **〔圓〕大八王子権現ト高ラカニソ被レ申マケル即其ノ夜八王子御殿ヨリ**

〔圓〕大八王子権現とたからかにぞ祈誓したりけるやがて其夜不思議の事あり八王子の御殿より（願立）
後一条関白師通を呪咀する衆徒に同化する語り手は、権現の反応に敏感に対応する。

- (108) **〔圓〕御格子ヲ被レ開ケルニ思ミラヌ檻ハシマ花ハナ一房御簾タラシ立タリタム不思議ナシ**

〔圓〕御格子をあげけるに唯今山よりとツてきたるやうに露にぬれたる檻一枝たゞたりけるこそおそろしけれ（同前）

前項同様、語り手の権現のたゞりに寄せる思いは濃厚である。「とつてきたるやうに」との思いは語り手の思いそのものの言説である。

「不思議ナシ」の「おそろしけれ」へのおきかえも、その一環としてある。

- (109) **〔圓〕白ホ大衆神人宮司充满タリ神興ハ一条ヲ西ヘ入セ給フ**

〔圓〕しら大衆神人宮仕専當ミチくへいくらと云ふ數を知らずシラズ神興は一條を西へいらせ給ふ（御興振）
北面の武士の狼藉に始まる山門強訴への当局の対応の遅さを非難する語り手の思いが、衆徒の動きに込められる。それが「いくらと云ふ數を知らず」という判断・思いである。

- (110) **〔圓〕頼政胄アマツシマツ脱マハシ弓ヲ平ハシマ神興ヲ拝マサニ奉ル**

〔圓〕頼政卿マサニさる人ヲにて馬よりおり甲ヲぬいで神興を拝マサニ奉ル（御興振）
くせ者、頼政に寄せる思いを「さる人ヲにて」と直接表現する。「卿マサニ」という敬称もそれである。

- (111) **〔圓〕治暦四季八月事始有マ未作出サレヌニ**

〔圓〕治暦四年八月十四日事始ありしかども作りも出されずして（内裏炎上）

大極殿の再建ままならぬ朝儀の停滯を不本意に思う語り手の思いが逆接表現として表われる。

- (112) **(13) 登場人物の内面を語るための加筆**

- (113) **〔圓〕近日人々被レ相巧ハシマタ之由年来家人事ヲ伝マサニ聞ニヨテ**

(1) 近日人々あひたくまるる旨子細ある歎の間年來の家人事をつたへ

聞くかによつて(殿上闇討)

疑問の助詞「歎」「か」の加筆により忠盛のとぼけた姿勢を再現する。語り手の忠盛への同化の一環としてある。

(113) 園子細ヲ申ニ無レ所ヲ只御入内候ヘ是偏ミ資ニ愚老ヲマシマス御孝行、御

至ミテコソ候ハンスレナト誘ヨシ申サセ給ヘ共大宮猶御返事モ無リけり

(2) 子細を申すに所なしだすみやかに参らせ給ふべきなりもし皇子

御誕生ありて君も国母といはれ愚老も外祖とあふがるべき瑞相に

てもや候らむ是偏に愚老をたすけさせおはします御孝行の御いた

りなるべしと申させ給へども御返事もなかりけり(二代后)

大宮の再度入内をめぐる父公能の思いに立ち入る。屋代本を始め他の

の古態諸本には見られぬ独自の加筆である。王朝社会を描く歴史物語的発想になる、人物への立ち入りである。

(114) 園法王仰ノ有ケルハ貞盛秀郷ヲ將門ヲ討テ

(3) 法皇も内内仰せなりけるは昔より代々の朝敵をたひらぐる者おほ

しといへどもいまだか様の事なし貞盛秀郷が將門をうち(殿下乗

合)

平家の専横を不快に思う後白河院の思いに語り手が立ち入るもので

ある。この後の鹿谷陰謀に参加する院の伏線をなす。

(115) 園殿下ヲ御共ノ人々ツヤ々々大政入道ヲ孫トモ不レ知只人ヲ無礼ナルシト心

エテ

(4) つや／＼入道の孫とも知らず又少々は知つたれどもそら知らずし

て(殿下乗合)

資盛の隨行者の、平家に対する不満を語り手が体して語り加えたもの。

(116) 園殿下成ト入道ヲアタリヲハ一度ハナドカハ憚ハサルヘキライサキ

有ラサナヒ者ニ恥辱ヲ与ヘラル、コソ遺恨イコン之次第ナレ

(5) 殿下なりとも淨海があたりをばばかり給ふべきにをさなき者に

左右なく恥辱ヲあたへられるこそ遺恨の次第なれかかる事より

して人にはあざむかるぞ(同前)

清盛の怒りに同化した語りである。

(117) 園前駆藤トヲ藏人ヲ大夫高範本鳥切レケリ隨身十人ヲ内右府生ヲ武元ヲ本鳥ヲ

被レ切ケリ

(6) 隨身十人がうち右の府生武基ヲもとどりもきられにけり其中に藤

藏人大夫隆教ヲもとどりをきるとて是は汝ヲがもとどりと思ふべか

らず主のもとどりと思ふべしといひふくめてきレッてんげり(同前)

もとどりを押し切られることは、当時の成人男子としてたえ難い恥

辱ヲあつた。それをあえて関白基房ヲのあてこすりにしようとする

田舎侍ヲ、ひいてはその後にある清盛の思いに立ち入るものである。

○小まとめ

以上、屋代本から覺一本への間に加筆されている表現について検討して来た。その傾向として

(1) 考証が施されている。

- (ii) 世評をとり入れ、語りの場の拡大をはかつてている。
- (iii) 伝承性が増大し、語りの定型句が見られる。
- (iv) 全知視点の増大が見られ、語りの視点を視点人物に限らず登場人物に同化する傾向が顕著である。
- (v) 人物の動きを再現する傾向が強いのも、この同化の一環としてあるものだろう。
- (vi) 前後にプロットを架橋、そこにもやはり登場人物への同化の姿勢を見せる。

(vii) 語り手の情意表現を見せ、人物に限らず、話への同化の傾向が増進している。

これを逆に、屋代本については、伝承性がより希薄で記録性が濃いと言わべきであろう。

(C) 改編

- (1) 語や文のとりかえ

(118) 圖諸國受領タリト云ヘトモ未タヨ放スル殿上ミササギ仙籍シヤクケリ

④諸国の受領たりしかども殿上の仙籍をばいまだゆるされず（祇園

精舎）

漢文体を和文体に改めている。

(119) 圖木賊狩衣ヒツヂ下ミササギ崩ハラフ腹卷アブソウ着スル太刀腰タケ挾マサニ

④瀬青の狩衣のしたに崩黄威の腹巻を着弦袋つけたる太刀腰ばさむで（殿上闇討）

「木賊」は木賊色で、崩黄の黒味を帯びた色である。しかし覚一本にその用例は見出せない。より一般的な薄青におきかえる。ちなみにおきかえる。ちなみに薄青の着衣は、この家貞の他に、巻四、以仁王に仕える信連、巻八、院の御所に伺候した主水正親成が着用し、上級の人物ではない、い、いずれかと言えば下位に近い者が着用するにふさわしい。しかもこの家貞は宮中に入りする際の格式を守り弦袋を付けていた。身分、格式ともにかなつた形に改めたものであろう。一種の考証の所産であろう。

(120) 圖主上驚タホシメナ思召ロキレテ御尋アル

④上皇大きに驚きおぼしめし忠盛を召して御尋ねあり（同前）

覚一本に、目的語を明示する加筆がある外に鳥羽が当時「主上」ならぬ上皇であることを考証して書き改めたもの

(121) 圖計事カタマリ自リ元合モトカッコアラマホシケレ

④ばかりことは尤タガもかうこそあらまほしけれ（同前）

副詞をとりかえ、忠盛への共感から院の思いを強める。人物への同化の姿勢である。

(122) 圖何タコヨ月影ソヤ出所不知ナント咲ハタケレバ

④いづくよりの月影ぞや出所おぼつかなしなんどわらひあはれければ（鱸）

女房のことばとしてふさわしい和語に改める。

(123) 圖三ミササギ……後白河法王御母代准三后宣旨被レ下ミササギ白河殿ミササギ申ケル世ミササギ重ミササギ人ミササギ御坐ケル

(宣) 一人は……高倉院御在位の時御母代として准三后の宣旨をかうぶり

白河殿とて重き人にてましましけり (吾身栄花)

白河殿は、清盛の第三女、盛子のことと、六条摂政基実の北政所となつた。『愚管抄』によれば、建春門院とはかり、その皇子（後の高倉帝）を東宮に立てたとあり、高倉帝の准母である。屋代本の後白河の母代とするのは当らない。覚一本に隆房の室と基通の北政所の順序を入れかえる誤りはあるが、盛子については屋代本の誤りを訂している。たゞこの訂正は他の古態本にも見え、覚一本独自の訂正とは断言しがたい。

(124) 國臨ニ深淵一如ノ履カ薄氷ヲ同

(宣) ただ深淵にのぞむで薄氷をふむに同じ (一一代)

屋代本の固い漢文体を和文に改めている。

(125) 國是ノ程ノ事ナトカ叡慮ニ任キトテ既ニ御入内ノ日ヲ被ニ宣下ニ上ハ

(宣) 是程の事などが叡慮に任せざるべきとてやがて御入内の日宣下せ
られける上は (同前)

「いよいよ」の意の「既」を、早速の意の「やがて」に改め、二条帝の専断を強調し、ひいては大宮の悲しみを強め語る。語り手の同化を示す改作である。

(126) 國世ニヤサシキ御事ニ申ケル

(宣) 世には……哀れにやさしきためしにぞ人々申しあへりける (同前)
亡き近衛院をしのぶ大宮の詠を、語り手が人々の思いをこめて語る
のに、漢語「御事」を和語「ためし」におきかえ語り手の情意を強

めている。

(127) 國大宮物憂キ御事成ケレハ急ニ御出ナシ

(宣) 大宮物うき御いでたちなればとみにも奉らず (同前)

(128) 國書キ陰ヲカサセ坐々ケルカ有^{アリ}ナカラニ有ケルヲ御覽シテ

(宣) かきくもらかさせ給ひしがりしながらにすこしもたがはぬを御覽じて (同前)

屋代本の「有シ」「有ケル」の重複を嫌つて和文におきかえる。

(129) 國シラサリキ憂身ナカラニメクリ來テ

(宣) 思ひきやうき身ながらにめぐりきて (同前)

大宮の感情歌で、『玉葉集』でも初句は「しらさりき」とある。覚一本はより和語化をはかつたものか。

(130) 國聖武皇帝御願可^{アリ}詩寺無^{ナシ}

(宣) 聖武天皇の御願あらそふべき寺なれば (額打論)

帝の呼称について、覚一本は七十四か所に「天皇」を、十一か所に「皇帝」を使用する。呼称の統一を進めていると見られる。

(131) 國勢至房ハ伏繩目^{フジタ}腹卷^{ハラマツ}

(宣) 勢至房は崩黄威の腹巻に (同前)

屋代本の「伏(節)繩目」(白と薄青・紺のすじをつづら折りに染めた革で威したもの)は、巻九「一二の懸」における熊谷小次郎一人が着用するのみ。一方「崩黄威」もしくは「崩黄匂」は、この勢至房の外に、以仁王に従つた信連、東国へ発向する大将軍維盛、平

家の軍を迎撃つ悪僧永寛、都を落ちる経政、一谷合戦の敦盛が着用し、將軍院宣を頼朝に伝達する院使泰定が下賜される。さらに巻四、橋合戦に参加した官兵、巻九、法住寺合戦に参加する主水正親成の都合九か所を数える。武具描写として様式化の方向を示すものと言えよう。

(132) 圖此淺猿アザマシ 上下四方へ退参ハ

⑩此騒動のあさましさに高きも賤しきも肝魂をうしなって四方へ皆

退散す(清水寺炎上)

「あさまし」の主体を明示し、その反応のし方をも加筆するとともに、「上下」を「高きも賤しきも」におきかえ平明化する。

(133) 圖猶用心コトハシラフニ 故ハシナム 覚ハシナム

⑩猶用心の為歟とぞ聞えし(同前)

清盛が一院の六波羅からの還御に同行しなかつた、その心中を間接判断により語る、つまり世評の中で語る。

(134) 圖此君タクミ 代ハシナム 知ハシナム 食ハシナム 一向平家ヒサシキ 栄華ヨウカ 見ハシナム 国母建春門院コクモカンスンモンイニ 平家ヒサシキ 御坐ハシナム

⑩此君の位につかせ給にぬるはいよ／＼平家の栄花とぞみえし御母

儀建春門院と申すは平家の一門にてましますすら(東家立)

「一向」「いよいよ」を見るように、和語化を進める。「国母」をも

「御母儀」と平明化している。

(135) 圖一向万機ヒサシキ 政ハシナム 聞召ハシナム ケレハ院ヒサシキ 内ハシナム 御間御心ヨカラス

⑩万機の政をきしめられしあひだ院内わく方なし(殿ト乗合)

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

後白河院と高倉帝との間を、後白河の院政担当による、院と内との別の無いことに語りかえ、露骨な語りを避けている。

(136) 圖不_{レバ}疎カク ドンハサシツドヒテ私語折ホリガタ 有ハサウけり

⑩うとからぬどちは寄りあひ寄りあひささやきあへり(同前)

「不_{レバ}疎カク」→「うとからぬ」が示すように和語化が進む。「サシツドヒテ」→「寄りあひ寄りあひ」は、人々の不平を動的に描く。

(137) 圖父子共コトハシナム 召仕ハシナム 伝ハシナム 奏ハシナム 斥ハシナム 有ハサウサレトモ

⑩父子共に朝家に召しつかはれ伝奏する折もありなンじきいえしかども(鶴川軍)

間接判断表現をとり込むことにより説話的言説の表示をなしてい

る。

(138) 圖雷ナカニカミ ラビタ、シク鳴ハ 都ハ 方ハ ナリハ 上ハ

⑩雷緩しく鳴ハ 都ハ をさしてなりのぼる(同前)

雷鳴を一層動きの中に描く。

(139) 圖門徒ドウト 大衆子細ヒサシキ 奏聞ハシナム タメニ下洛ハシナム

⑩山門の上綱等は細を奏聞の為に下洛す(願立)

当局へ強訴する主体を、よりふさわしい上綱におきかえたもの。

(140) 圖_{ハシナム}聞ハシナム シカハ関白殿武士ヒサシキ 西坂本ヒサシキ 差向ハシナム 不_{レバ}ニ入ハシナム 給ハシナム 因ハシナム 累ハシナム 大衆七社ヒサシキ 神輿ヒサシキ 奉ハシナム 飾ハシナム

⑩ときこえしかば武士檢非違使西坂本に馳せ向ハシナム 皆お_{レバ}かへす山門には御裁断遅々のあひだ七社の神輿を根本中堂にありあげ奉り

(同前)

行動の主体を直擲示すことにより「差向」を「馳せ向ッて」ととりかかる。強訴の直接の契機を当面の武士たちの動きよりも、本来の原因、関係者の処断の遅いことを求めるこことにより、大衆の行動の意味は重くなる。

(2) 敬語の付加

前節、加筆の場合についても見たところであるが、この改編部分にも見られる。

(141) 國 柏原ノ天皇ノ御末^ト_ア云ナカラ間近クハ無下^ニクタツテ官途^モ浅^ク

都^モ栖居^モウト々々シクテ伊賀伊勢^モ住國フカリケレハ其國ノ器^ヲ

瓶子^モタトエテ

(142) 國 柏原天皇の御末とは申しながら中比は都の住ひもうとくしく地下にのみ振舞なつて伊勢国に住國ふかかりしかば其國のうつ

は物に事寄せて(殿上闇話)

桓武天皇に対する敬語意識により①云ナガラ→①申ながらのていねい語に改め、屋代本ではⒶⒷⒸが並列的であるのを、覚一本は(a)に整理し、しかも(a)→(b)へ、半ば連用修飾句に立てる。

(142) 國 横^{ヨロ}タシタリツル刀^ヲ

(143) 國 横だへさされたりける刀をば(同前)

主人公忠盛への共感から、その動作を敬って語る。語り手の物語への同化の一環と云うべきである。

(143) 國 ヒタスラ朝政ラス、メ申サセ給ケリ

貢ひたすら朝政をすすめ申させ給ふ御有様なり(二代后)大宮への尊敬の念を一層強めている。

(144) 國 額打論^{モダク}出^シ互^{タマバ}狼籍^モ及^ヒケリ御門隱^{モヤ}給^フ

額うち論と云ふ事しいだして互に狼籍に及ぶ一天の君崩御なつて

後(額打論)

(50)(51)(52)にも見られた話題化の表現「と云ふ」「と申す」が見られる外、帝の崩御に対する敬語意識を更に深めている。

(145) 國 王法^モ尽^ヌ故^モ思召^シケレトモ次ナケレハ御誠^モ無^リケリ

(146) 國 小松殿^モ仰^ハ不^レ合^タ片田舎^{モイナカ}侍共^ヲ

説話体の心内表現を、語り手の情意を明確にする直接表現に転換し、この過程で一院への敬意を更に強めている。

(146) 國 小松殿には仰せられもあはせず片田舎の侍どものこはらかにて

(同前)

清盛に対し、尊敬と云うよりは語り手の恐怖の念を表現したものである。それが片田舎の侍どもをもすじみのあるもの「こはらか」とする。

(147) 國 還^{ハシ}御成^ハ御心^ノ内^モ淺痕^{ナント}モ愚^カ也

(147) 國 還御の儀式^モあさましさ申^スもなかくおろか也(同前)

被害者基房に寄せる語り手の思いが深まっている。前節にも述べた通り、語り手に特定の限定視点人物は無い。事件そのものに対する

語り手の同化の色を濃くするもの。

(148) 桜町中納言重範卿、北方ト聞ヘ給シカ

◎宗盛中納言にておはせしが数輩の上臈を超越して（鹿谷）

宗盛に対する敬語表現の附加である。

(149) 実定卿ハ……家嫡ニ被^ク越^フ給^フ遺恨^ヲ御出家ナントモヤアラムスラムト人申ケレトモ

◎徳大寺殿は……家嫡にてましましけるが加階こえられ給ひけるこそ遺恨なれさだめて御出家などやあらむずらむと人々内々申しあへりしかども（同前）

前項の宗盛の相手、実定に關する語り手の同化に準ずる思いを、人々の拡がりの中で語る。それが敬語表現などを附加する。

(3) 文の組みかえ

(150) 保元々季七月、主上上皇御代^ヲ諍^{ハセ}給^シ時

◎保元元年七月に宇治の左府代を乱り給ひし時（鱸）

◎保元の乱を後白河と崇徳との対立としてではなく、頼長の謀叛におきかえ、露骨さを避ける。

(151) 平治元季十二月信頼義朝^ヲ始^{ハシ}賊徒多^ク討^{ハシ}平^ク

◎平治元年十一月信頼卿が謀叛の時御方にて賊徒をうちたひらげ（同前）

前項とかかわるが、平治の乱を信頼の謀叛と規定することにより、義朝を賊徒とする露骨さを避けている。

(152) 桜町中納言重範卿、北方ト聞ヘ給シカ

◎桜町の中納言成範卿の北の方にておはすべかりしが（吾身栄花）清盛の第一女は、一たん桜町中納言成範にとつがんとしながら、その婚儀は成立せず花山院兼雅の北の方になった。それを不如意とする語り手の思いが、「おはすべかりしが」におきかえた。

(153) 王子御誕生アテ皇太子立^ヒ給^ハ院号蒙^{ミタ}給^フ建礼門院ト申ケル天下ノ国母ニ坐^{ハシ}上^ハ

◎皇子御誕生ありて皇太子に立ち位につかせ給ひしかば院号かうぶらせ給ひて建礼門院とぞ申しける入道相國の御娘なるうへ天下の

国母にてましましければ（同前）

建礼門院の院号宣下は、養和元年、安徳帝が即位して後であるから覚一本が正しい。事実を確認した上で改正であり、しかも改めてそれが、清盛の娘であることを銘記する。

(154) 世^ハ如何^{ニシテ}漏^キケルヤラン哀ナル御事^ヲ申ケル其^ノ間^ニ御ナガラヒイヒシラス

◎其間の御ながらへいひ知らず哀れにやさしかりし御事なり（二代后）

世評を介しての評しようを、語り手自らのものにおきかえ、全体の和文化と平明化を進めている。

(155) 建春門院^ノ未^タ東^ノ御方^ト申^{ケル}御腹^ニ一院^ノ宮坐^{ケリ}同十一月廿四日俄^{ハシ}親王^ノ宣旨^ヲ蒙^{ミタ}給^フ

◎同十二月廿四日建春門院其比はいまだ東の御方と申しける御腹に

一院の宮ましましけるが親王の宣旨下され給ふ(東宮立)

二つの单文であつたものを一つの重文に組みかえている。語りの聽覚に訴えるよりも物語文として視覚に訴えの方向を示すものである。

(156) 〔國〕小松殿其比大納言ニ御坐ケルカ聞之ヲテ入道相国ニ参テ申サレケルハ重盛子ナント申スル者共ニ殿下ノ御出ニ参合テ乗物ヨリ下候ハサリ

ケルコソ尾籠ノ次第候ヘ頼政ナシ申ス源氏共ニ欺テ候ハシハ誠二門ノ之恥辱成ベ是ハ少シモ苦シフ候マシ

(157) 重盛卿申されけるは是は少しも苦しう候まじ頼政光基など申す

源氏共にあざむかれて候はんには誠に一門の恥辱でも候べし重盛が子どもとて候はんする者の殿の御出に参りあひて乗物よりおり候はぬこそ尾籠に候へ(殿下乗合)

子息資盛のゐるまについて父清盛をいさめる重盛の発言を冒頭におきかえることによつて、重盛の姿勢を強める。語り手の重盛への同化を示す組みかえである。

(4)

語や文の位置の移動

(157) 〔國〕忠盛此事ヲホノ聞テ我レ右筆ノ身ニアラバ……云本文アリトテ参内ノ始

ヨリ兼致用意大ナル鞘卷ノ東帝ノ下シドケナクサイテ火ノホノク

ラキ方ニ向此刀ヲ拔出

忠盛是を伝へ聞いてわれ右筆の身にあらず……といふ本文ありとて兼て用意をいたす参内のはじめより大きなるの鞘卷を用意し

(158) 〔國〕殿上人貫首以下性ラナシ六位モテ「……」云ヒケレハ

(159) 〔國〕是御前召舞レケルニ人々拍子ヲ替

〔國〕五節に舞はれければそれも拍子をかへて(同前)

「それも」が「拍子をかへて」に直接接する。

(160) 〔國〕人ノ不聞時何トナク世アマサレタル徒物ノ誇傾キ申事ハ

て束帶のしたにしどけなげにさし火のほのぐらき方にむかってやはら此刀をぬき出し(殿上闇討)

屋代本の①「参内ノ始ヨリ」と「兼ア」とはともに「致用意ア」を修飾する。そのため「参内ノ始ヨリ」と「致用意ア」との間が隔たる。

覚一本はこれを二文に分割し、「兼て」「参内のはじめより」が、共にその被修飾語に直接することになる。それに、Ⓐの提示を受けその実態を示すものとしてⒷがあることになり、構文が平明化する。それに屋代本の②も、「大ナル鞘卷ヲ」と「束帶ノ下」が共に「シドケナクサイテ」を修飾するものとしてⒶと同型の文章をなす。この点についても覚一本は、Ⓑで「大きな鞘卷を」「用意す」、◎で「束帶のしたに」→「しどけなげになし」に直接接することになり、全体に一文を短文化することにより、構文を平明化している。これは上述のⒶ削除の中の⑩⑪の单文化の現象と通じる。

この場合も「六位をもって」の修飾句が「いはせければ」に直接接し、平明である。

(同前)

この場合も「六位をもって」の修飾句が「いはせければ」に直接接し、平明である。

(159) 〔國〕是御前召舞レケルニ人々拍子ヲ替

〔國〕五節に舞はれければそれも拍子をかへて(同前)

「それも」が「拍子をかへて」に直接接する。

(160) 〔國〕人ノ不聞時何トナク世アマサレタル徒物ノ誇傾キ申事ハ

(賞)世にあまされたるいたづら者ななどの人の聞かぬ所にてなにとな

うそしり傾け申す事は(禿髪)

「なにとなう」が「そしり傾け申す」に直接接する。

(161) (○此禪門世盛^{サカナ}間^ハ聊人^{カネハトテ}忽縮^{ハタクゼ}申^ス者ナシ

(賞)此禪門世ばかりのほどは聊かいるかせに申す者なし(禿髪)
「聊か」が「いるかせに申す」に直接接する。

(162) (○七^ハ後白河法王^{ミツマタ}參給^ハ女御^{ミツマタ}御坐^{ケリ}是^ハ安共敵島^{アシキ}内侍^{アシキ}腹^{アシキ}姫君^{ナリ}

(賞)又安芸国敵島の内侍が腹に一人おはせしは後白河の法皇へ参らせ
給ひて女御のやうにてぞましましける(吾身栄花)

屋代本の二文を覚一本が一文にした例である。構文としては複雑化
したようでありながら、複文構成であるため必ずしも難解になつた
とは言えない。それに屋代本の記録文的スタイルに比べ、「是ハ」
以下の補足的言説を総括化して全体に和文化を進めていく。

(163) (○角里先生李勣思摩季將軍^{アシキ}有手長足^{アシキ}障子^{アシキ}有手長足^{アシキ}長馬形^{アシキ}障子鬼^{アシキ}間^ハ尾張^ハ守小野道風^{アシキ}七廻賢聖^{アシキ}障子^{アシキ}書タリシモ

理トソミエシ

(賞)角里先生李勣司馬手長足長馬形の障子鬼の間李將軍がすがたをさ

ながらうつせる障子もあり尾張守小野道風が七廻賢聖の障子と書
けるも理とぞみえし(二代后)

屋代本、覚一本のいづれにしても構文は不分明である。しかし覚一
本は、とにかく絵の列挙と道風のことばとを分離し、それなりの整

理を行つてゐる。

(164) (○イキノ兼盛娘^{アシキ}腹^{アシキ}二歳^ニ成^カ給^ハ今上^ノ一^ハ宮渡ラセ給ケルカ

伊吉兼盛が娘の腹に今上一宮の二歳にならせ給ふがましましける

を(額打論)

(賞)伊吉兼盛が娘の腹に今上一宮の二歳にならせ給ふがましましける
すなわち屋代本では「二歳成^カ給^ハ」が「今上」なのか、「一宮」な
のかが不明確である。

(165) (○大衆)打破^ハ乱入^ス軍兵内裏^ハマイリテ四方^{アシキ}陣^{アシキ}固^{タリ}平家^ハ

一類六波羅^ハ馳集^ハイカナル者^ハ申出^ハタリケム一院山門^ハ大衆^ハ仰^ハ
平家^ヲ可^{ハシ}被^{ハシ}追討之田^ハ聞^{ハシカハ}

(○大衆)おしやぶ^ハて乱入^ス何者の申し出したりけるやらむ一院

山門の大衆に仰せて平家を追討せらるべしときこそしほどに軍兵
内裏に参じて四方の陣頭を警固す平氏の一類皆六波羅^ハ馳せ集る

(清水寺炎上)

平家一門の六波羅集合を後へ移すことにより、その行動の意味が明
快である。

(166) (○資盛末^{アシキ}越前^ノ守^{トテ}十三^ニ成^ハケルカ若侍^ハ三十騎召^ハ具シテ雪^ハ葉

垂^{ハシ}降^{タリ}ケリ枯野^ハ氣色面白^{カリ}ケルニ紫野^ヤ右近馬場^ノ辺^ハ打出^ハ

(○資盛卿其時はいまだ越前守として十三になられるが雪ははだれに
ふ^ハたりけり枯野のけしき誠に面白かりければ若き侍ども卅騎
ばかり召し具して蓮台野や紫野右近馬場にうち出でて(殿下乗

合)

ⒶをⒷに直接結びつける。

(167) 圓殿下ノ御出、鼻突ニ参合フ余ニ誇勇ンテ世ヲ世トモセサル上召具、タル侍共皆若者共ニテ礼儀骨法弁ヘタル者一人ナシ何者、御出成ニ

ヲリ候ヘト云テケレトモ耳ニ不聞入散々懸ワテ

覺殿下の御出にはなづきに參りある御供の人々何者ぞ狼籍なり御出

のなるに乗物よりおり候へおり候へといらでけれども余りにほこ

りいさみ世を世ともせざりけるうへ召し具したる侍ども皆廿より

内の若者どもなり礼儀骨法弁へたる者一人もなし殿下的御出とも

いはず一切下馬の礼儀にも及ばずかけやぶッて(同前)

衝突された基房の家来たちの反応を、その主語を明示してたゞちに語り、これを受けとめる資盛ら一行について、その年令にあわわし

く思ひ上った行動を語る。やはり文章が平明化している。

(168) 圓散々当落此彼ニヲメラカケ取テ押次第警キル

覺あそこに追つかけ爰に追つめ馬よりとツて引きおどし散々に陵
礫して一々にもとどりをきる(同前)

屋代本では「当落し」と「取テ押テ」とが離れる。覺一本は句の順序を改めることにより動きを集約的に盛り上げる。「あそ」……」「爰に……」の積み重ねは、表現そのものが行動を語る文体になつてゐる。

(169) 圓小松殿是聞大騒ガレケリ縦入道如何ナル事下知給云トモ

重盛ニ夢ヲ可見ニテコソアレトテ行向タル者共皆ナ勘当セラレケリ
凡資盛奇恵也……

(170) 小松殿こそ大きにさわがれけれゆきむかひたる侍ども皆勘当せらるたとひ入道いかなる不思議を下知し給ふともなど重盛に夢をばみせざりけるぞ凡は資盛奇怪なり(同前)

重盛のことばを一括することにより、島男資盛に対する怒りの発しようを強調する。視点人物重盛に対する語り手の同化を示す。

(170) 大納言是猶恐給テ賀茂社有僧籠外法行ハセラレケル程御宝殿後杉雷落火燃付軒御宝殿押懸ケレハ

(171) 新大納言猶おそれをもいたされず賀茂の上の社にある聖をこめて

御宝殿の御うしろなる杉の洞に壇をたてて擎吉尼の法を百日おこなはせられけるほどに彼大杉に雷おちかかり雷火緩しうもえあがツて宮中既にあやふくみえけるを(鹿谷)

屋代本では、聖の籠つた所と、雷の落ちた杉の洞との関係が不明で、別とも解しうる。覺一本では、杉の洞こそ、聖の籠つた所、そこへ落雷があり、拝殿へ延焼したとすることにより、賀茂明神の怒りを一層直接的に語る。

(171) 御前サト被立ケルカ狩衣ノ袖懸御前候瓶子引倒サレタリケレハ

(172) 御前サト被立ケルカ狩衣ノ袖懸御前候瓶子引倒サレタリケレハ
言余腹アシキ人テ

修飾句を被修飾句に直接つなぐ。
されたりけるを(同前)

(172) 木寺印寛雅子ナリサシテ弓箭取家ニアラネトモ祖父大納言余腹アシキ人テ

(173) 木寺の法印寛雅には子なりけり祖父大納言させる弓箭をとる家にはあらねども余りに腹あしき人にて(俊寛沙汰)

屋代本では、「サシテ……アラネトモ」の主語が不明確である。覚一本は、主語を先行させることにより文を平明にしている。

(174) 上古ニハ北面ト云事無リキ

(175) 北面は上古にはなかりけり(鶴川軍)

以下物語の主題をなす主語を先行させるのが覚一本である。

(176) 七月九日暮方ニ目代師経館近ラソ押寄ケル露吹キ結フ秋風弓向ノ袖ヲ

誠雲居照ス電ヘ胄ノ星ヲ耀カス今日日暮勝負決セ明日軍止

其夜ハ不寄ケルニ目代カナハシトヤ思ケン

(177) 七月九日の暮方に目代師経が館ちかうこそおし寄せられ今日は日暮れぬあすのいくさとさだめて其日は寄せでやらへたり露ふきむ

すぶ秋風は射向の袖を翻し雲井をてらすいなづまは甲の星をかかやかす目代かはじとや思ひけん(鶴川軍)

「暮方」に寄せたために「今日は日暮れぬ」明日の軍と定めたのであり、おりからの大衆の威容に目代は恐れをなして逃げ出すのである。

(178) 既ニ白山神輿比叡山之東坂本付給ト申程ヨウ有ケレ

(179) 白山の神輿既ニ比叡山東坂本につかせ給ふと云ふ程こそありけれ(鶴川軍)

覚一本は「既に」を「つかせ給ふ」により近接させる。

(180) 賴治郎等放矢被瘡者八人矢庭死ルモノ二人

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(181) 頬春が郎等箭をはなつやには射ころざる者八人紙を蒙る者十人(願立)

覚一本は、事件としては大きい死者から、小さい負傷者へと順序を整え、その数も八人から十人へと増大している。

(182) 京童部申サン事後日難ニヤ成リ給セ候スラン季来医王山王首々傾ケ奉サ候頬政カ防奉ス後弓矢道永々別候ヌ亦神輿入奉ハ

宣旨背シ似

(183) 京童部が申し候はむ事後日の難にや候はんづらむ神輿を入れ奉らば宣旨を背くに似たり又ふせき奉らば年来医王山に首をかたゞけ奉ツて候身が今日より後ながく弓箭の道にわかれ候ひなひず(御興振)

「神輿」を先行させることで「入れ」「ふせき」の対象を明確にするとともに、大衆との衝突を避けようとの頬政の本意を後出させることで、そのもの言いの態度を強くする。言説の順序が、表現主体の姿勢を左右する。

(184) 神輿ラ此門ヨリ奉入レヤト申ス族多カリケリ撰津堅者豪雲三塔ノ云口一山張本覚敷大衆進出

(185) ただ此門より神輿を入れ奉れと云ふ族おほかりけれども三塔一の

會議者ときこえし撰津堅者豪雲すみ出でて(御興振)

「神輿」、「豪雲」のいづれもが動詞に直接統くことにより文が平明化している。

(186) 或良相公西三条北野天神紅梅殿或具平親王之千種殿這松殿

始トシテ昔今ノ名所廿余ヶ所

（續）或は具平親王の千種殿或は北野天神の紅梅殿橘逸勢のはひ松殿鬼

殿高松殿鴨居殿東三条冬嗣のおとどの閑院殿昭宣公の堀河殿是を

始めて昔今の名所卅余箇所（内裏炎上）

安元の大火に焼失した名所を列挙するのに、親王から天神（道真）
を先行させ、以下臣下としての貴族へと順序立てを行つてある。

（5）説話単位の改編成

（180）屋代本は、「額打論」で二条院の崩御に關し、その葬送の夜、隆憲
が葬送を見て「常ミシ君カ御幸、今日トニハ帰ラ旅ト聞レ悲キ」の
挽歌を詠じたこと、さらに大宮その人が「此君サヘ後ラセ給
シカハ艤テ御出家有」つたことを語る。覚一本はこの挽歌を卷六
の高倉院崩御に転用し、大宮の動静については、「額打論」の主題
からそれるため語らない。主題への集約が働いていると言える。

（181）屋代本は、「御輿振」で、衆徒の強訴に対し守備の任についた頼政
が巧みに衆徒の矛先を「小松殿大勢ヲ被ル固ラ候」東の陣頭へ向け
ようとする。そこに摂津堅者豪雲が進み出て頼政を支持する。す
なわち頼政が文武両道にすぐれていることを言うために、二条院
の時に鶴を退治しその恩賞にあずかる際に、院の「五月ヤミ名ヲ
アラハセル今宵カナ」の呼びかけに「タソカレトキモ過ラモヘ
ハ」と和したことを語る。覚一本は、この頼政の鶴退治の説話を
卷四「橋合戦」にて頼政が討死したところに、近衛院の時に鶴を

○小まとめ
以上、語文のとりかえ、敬語の付加など改編部分について検討して
来たが、

- (i) 考証が施されている。
 - (ii) 露骨な表現を避ける。
 - (iii) 順序の整合化をはかり、構文上の平明化を進めている。
 - (iv) 和文化を進めている。
 - (v) 世評を介入させ、語り手の間接判断を増大させることにより語
りの場を拡大している。
 - (vi) 語り手の情意表現を加え、同化を進めている。
 - (vii) 動物の表現を増大している。
 - (viii) 武具の様式化、人名呼称の統一を進めている。
- などが指摘できる。それに、語り手の、物語世界への同化と同時に、
巻を越えた物語の再編成すら見られるように、単なる語り物としての
改編にとどまらない、和文的色彩を濃くする物語への再構成と見るべ
きであろう。この点、屋代本について見るならば、文体としては説話
体を基本としながら、その記録、語りの態を基本とする記録の文体と
見ることができるだろう。

退治したことを回想する所に同類説話として一括している。巻を
越えて説話の位置を再編成したもので、それは単なる語りの上の
文体の問題の域を越え、物語構成の方法によるものである。

六、結論

以上、卷一のみの調査にとどまるが、屋代本から覚一本への本文異同の意味するところを検討して来た。それらは、内容面にわたる異同と、表現面に関する異同とに分けて考えられる。しかも、この両面にわたって、大きく二つの、一見、相反するかに見える方向を示している。

〔一〕 口誦による変化と云うよりは、物語として書く傾向を強める方向。

I 考証による修正の跡が見られる。これは、土俗的な、ともすれば猥雑になりかねない方向とは逆に、規範・秩序の意識が潜在するためであろう。

II 前項と関連して、露骨さをつとめて避ける傾向にあり、王朝志

向が強くなっていると言える。

次にこれらが表現のあり方としても見られる。すなわち

III

(1) 説話体よりも、文章としての整序性を強める。

(2) そのために和文化を進め、それも各文章は短文化と構文の平

明化を進める。

(3) 集約化を進め、プロットを架橋し物語としての傾向を歩んで

いる。

これらは、上述したように、口誦のみを生成の基盤にしたものとは言えず、むしろ完結した物語文学としての志向を示すものと云えるだろ。しかし、これをたゞちに専ら編著をむねとする物語としての構成と見るには当らない。すなわち、上述した所とは逆に、

〔二〕 伝承性を媒介、乃至本文成立のあり方とする傾向が顕著になっていいる。すなわち、まず内容的には、

IV 記録性を後退させ、様式性を増している。

これが表現のあり方においても、

V 世評をとり入れ、語りの場の拡大、定型句の採用など、伝承性を増している。

VI 全知視点の拡大により、人物の動きを具体的に再構成し、語り手の情意表現を附加するなど、素材への同化の姿勢を強めている。

この〔一〕〔二〕の両方向を併せ考える場合、屋代本から覚一本への過程においては、たえず口誦的 세계のあり方を意識しつつ、作品としては物語文章としての完結を志向していたと判断すべきであろう。この推測は、本稿の四、「『平家物語』と平家琵琶」で推測した平家琵琶としての物語の成り立ちと重なるであろう。当道史の上で、覚一本の制定者、覚一検校が果した役割とも呼応する。

それでは、語りのテキストとして編まれた、古態に属する屋代本の本文は、どのようにして成り立ったものか。それは上述の覚一本への

変化からある程度、推測が可能である。すなわち、覚一本に比べて、完結した物語としてのあり方は、文体、内容構成面ともに未熟であるが、一方に口誦の世界を基盤としながら、説話の文体を模してテキスト化したと見るべきではなかろうか。以上が、本稿で行った卷一本文の検討から言える見通しである。しかし、この見通しについては、さらに卷二以後の、物語全体にわたる検討が必要である。細かい本文の異同は、本稿の卷一の調査により見通しを了えたものとして、続稿では説話単位に、この削除・増補・改編のあり方を考えてみたい。本節の結論は、あるいは修正を迫られるかも知れない。

注

- (1) 小西甚一氏「平家物語の原態と過渡形態」(『東京教育大学文学部紀要』72 一九六九年三月) の命名による。
- (2) 『平家物語の生成』(一九八四年一月) の中、「1の2 「源道系諸本をめぐる古態の想定」。なお、千明守氏(『平家物語「覺」系諸本周辺本文』の形成過程(上・下)』『国学院雑誌』一九八六年五月、六月) が統計学的観点から、渥美かてる氏の過渡本文説を批判している。
- (3) 『日本文学研究資料新集』7 「平家物語——語りと原態——」解説 一九八七年五月。
- (4) 『平家物語諸本の研究』一九四三年八月。
- (5) 「平家物語八坂流初期諸本について——屋代本をめぐって——」『国学院論叢』6 一九五七年二月および注(2) の拙考。
- (6) 屋代本の本文引用は佐藤謙三氏の編になる写真版による。() 内は、朱による。佐藤謙三・春田富岡氏の桜楓社版翻刻本をも参照した。句読点は省略した。

- (7) 注(4) の著、九五ページ。
- (8) 山内潤三・木村辰吾氏編の影印本による。
- (9) 『中世文学の展望』(一九五六年十月) 106ページ。
- (10) 注(9) の著、一一三ページ。
- (11) 注(9) の著、一〇八ページ。
- (12) 『平家物語の基礎的研究』(一九六一年三月)。
- (13) 『続平家物語諸本の研究』(一九七八年九月) は、山田孝雄、渥美かをる、富倉徳次郎三氏を批判する形で、「屋代本は八坂流甲類の一本として、百八十句本、平松家本と兄弟関係にある伝本と認むべきである」(1151ページ)としている。
- (14) C.M. Bowra の "Heroic Poetry" (1966) の VI. The Technique of Composition
- (15) 「平家物語の『語り』再考」(『軍記と語り物』21号 一九八五年三月)
- (16) 栗木孝惟氏「文学の方法としての『語り』——保元物語を対象として——」(『常葉国文』7 一九八一年六月) が、いち早く、この見通しを立てている。
- (17) 『阿賀北の『やとい』音韻集』(新発田市民俗資料調査報告書 一九七五年十月) 151ページ。
- (18) 注(17) の著 一六〇ページ。
- (19) 「座談会、平家琵琶の心」(『解釈と鑑賞』一九八二年六月) 110ページ
- (20) 日本コロンビアレコード「盲僧琵琶の音楽」に関する薦田治子氏の採譜によると、般若心経・荒神経音説・荒神経訓説・三宝荒神和讃・琵琶の絃・荒神神咒経・八臂荒神経訓説などが並奏型で、くずれ「酒餅合戦」くずれ「飼のむこいり」などが合の手型である。もつともくずれ「心だに」並奏型なので、断定はできないけれども、あるいは、古くは表芸としての経読みは並奏型で、くずれは合の手型だったのかも知れない。
- (21) 水原一氏「平家物語——語り物、その生態——」(『軍記物語の展

開』一九八七年三月)は、「木曾最後」の「最後の一瞬」を、その直前まで拾で語りながら、このクライマックスを白声で語る不思議さから、むしろ「そういう不思議な声の方が、かえって中世の平曲の姿を伝えている」のではないか、「那須守一」の見事な歌い方は、「おそらく近世末期ぐらいの非常に洗練されたのが現在も残っている」とする。検討すべき課題であるが、これは内容面からの考察を併せ行う必要がある(過去の拙稿でもこの点は留意したつもりであるが)であろう。改めて考えてみたい。

(22) 覚一本の本文は日本古典文学全集本により、句読点は、屋代本との比較の都合もあり省略する。()内の出典句名も覚一本による。〔〕は屋代本、〔 〕は覚一本を示し、冒頭の番号は、整理のために付す。

(23) 説話態の一形式である。山下「『愚管抄』の表現」『中世文学』31 一

(24) 山下「平曲の芸能性と文学」(『軍記物とその周辺』一九六九年三月。
『軍記物語と語り物文芸』再録)